

滝議第1417001号
令和3年2月17日

滝沢市議会議長 日向 清一 様

環境厚生常任委員会
委員長 齋藤 明

環境厚生常任委員会所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を次のとおり終了したので会議規則第77条に基づき報告
します。

記

- 1 調査事件
若者定住に向けた子育て環境（保育）について
- 2 調査結果
別紙のとおり

第 1 調査事項

若者定住に向けた子育て環境（保育）について

第 2 調査理由及びその目的

滝沢市総合計画後期基本計画に掲げる若者定住の実現、特にも子育て世代の定住には安心して子どもを預けられる環境の整備が必要不可欠である。令和元年10月からは保育料無償化が始まり、保育の需要が更に高まっている。その一方で、保育の現場では近年、保育士が不足し保育児童の受け入れ数を増やせないという事情を抱えている。

このような状況から、子育て環境の整備を目的に保育施設における保育士確保の支援方策について調査研究を行うものである。

第 3 環境厚生常任委員会委員

委員長 齋藤 明

副委員長 藤原 治

委員 遠藤 秀鬼、川口 清之、井上 仁、山谷 仁

第 4 調査内容

1 調査経過（関連資料は別添）

開催日等	内容
令和2年6月19日（金）	【委員会内協議】 ＜協議の概要＞ 具体的な調査内容及びスケジュールを決定した。
令和2年7月10日（金） 担当課：健康福祉部児童福祉課	【担当課の事務調査（資料1）】 ＜調査の目的＞ 本市の待機児童及び保育士不足の実態を確認することを目的に、担当課に対し説明聴取を行った。 ＜調査の内容＞ ・待機児童の実態について ・保育士不足の実態について ・若者定住に向けた施策について
令和2年7月30日（木）	【委員会内協議】 ＜協議の概要＞ 担当課の事務調査を踏まえ、課題や今後の調査の方向性について協議した。

<p>令和2年8月20日（木）</p>	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>関係者意見聴取として、保育施設からの意見聴取を実施することに決定した。</p>
<p>令和2年8月28日（金）</p>	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>保育施設からの意見聴取の実施方法及び内容について協議した。</p>
<p>令和2年9月4日（金）</p>	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>保育施設からの意見聴取の聞き取り事項について協議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士不足の現状 ・地元大学への保育士募集活動やPRの取組 ・保育士宿舎借り上げ支援事業 ・考えられる保育士確保の取組 ・待機児童対策
<p>令和2年9月11日（金）</p> <p>場所：各法人事務所</p> <p>相手方：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉法人滝沢市保育協会 3名 ②学校法人大釜学園 2名 ③学校法人撫子学園 5名 ④社会福祉法人鶴山記念会 2名 	<p>【関係者意見聴取（資料2）】</p> <p><意見聴取の目的></p> <p>保育施設における保育士不足の現状及び保育士確保の取組を確認することを目的に、保育施設を運営する法人から意見聴取を行った。</p>
<p>令和2年9月11日（金）</p>	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>関係者意見聴取の聞き取り内容を確認し、今後の調査方針について協議した。</p>

<p>令和2年10月7日（水）</p>	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>課題を重点項目3点に絞り調査を進めることに決定し、それぞれの具体的な調査方法について協議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点項目①：保育士確保のための支援事業 ・重点項目②：ニーズの多い地域への小規模保育施設の検討 ・重点項目③：保育施設のICT化促進等
<p>令和2年10月20日（火）</p>	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>関係者意見聴取として、盛岡大学・盛岡大学短期大学部からの意見聴取を実施することに決定した。</p>
<p>令和2年10月27日（火）</p> <p>場所：盛岡大学</p> <p>相手方：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文学部児童教育学科 学生4名、担当教員1名 ②短期大学部幼児教育科 学生3名、担当教員1名 	<p>【関係者意見聴取（資料3）】</p> <p><意見聴取の目的></p> <p>保育士を志す学生の就職活動における視点等を確認することを目的に、盛岡大学・盛岡大学短期大学部から意見聴取を行った。</p>
<p>令和2年11月4日（水）</p>	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>関係者意見聴取の内容を確認し、課題とその解決策について協議した。</p> <p>盛岡市への行政視察を実施することを決定した。</p>
<p>令和2年11月13日（金）</p> <p>場所：盛岡市役所</p> <p>視察先担当課： 子ども未来部子育てあんしん課</p>	<p>【行政視察（資料4）】</p> <p><視察の目的></p> <p>保育所待機児童対策の先進事例を調査研究するため、待機児童数ゼロを実現している盛岡市へ行政視察を行った。</p> <p><視察のテーマ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所待機児童解消のための施策について

令和2年11月20日（金）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>盛岡市への行政視察の内容を確認し、本市の課題とその解決策について協議した。</p>
令和2年11月27日（金）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>担当課の事務調査を実施することに決定した。</p>
<p>令和2年12月2日（水）</p> <p>担当課：健康福祉部児童福祉課</p>	<p>【担当課の事務調査（資料5）】</p> <p><調査の目的></p> <p>本市の待機児童対策として考えられる解決策の現状を確認することを目的に、担当課に対し説明聴取を行った。</p> <p><調査の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士確保のための支援事業 ・ニーズの多い地域への小規模保育施設の検討 ・保育施設のICT化促進
令和2年12月11日（金）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>担当課の事務調査の内容を確認し、課題とその解決策について協議を行った。</p> <p>これまでの調査を踏まえ、調査報告の内容を協議した。</p>
令和3年1月15日（金）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>これまでの調査を踏まえ、調査報告の内容を協議した。</p>
令和3年1月29日（金）	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>これまでの調査を踏まえ、調査報告の内容を協議した。</p>

2 特記事項

(1) 担当課の事務調査【令和2年7月10日(金)】

ア 待機児童の状況

	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
入所保留数	43	87	99	94	114	101
待機児童数	1	16	27	27	35	13
(隠れ待機児童)	(42)	(71)	(72)	(67)	(79)	(88)

イ 本市における保育士確保支援事業

	支援事業	実施状況	内容
1	保育士宿舎借り上げ支援事業	○	宿舎借り上げにかかる費用の3/4を補助 上限額 一人一月当たり41,250円
2	奨学金返還支援補助事業	×	—
3	若手保育士等处遇改善事業	×	—

(2) 保育施設運営法人からの意見聴取【令和2年9月11日(金)】

ア 保育士宿舎借り上げ

	法人名	実施の有無	現状と課題
1	滝沢市保育協会	○	・市が単年度予算のため新年度の求人票に謳えない。 ・精算が年度を超えるため、法人側の立替負担が大きい。(対象者一人当たり約50万円)
2	大釜学園	×	・生活の便を理由として盛岡市に居住する傾向があり、住所要件が課題
3	撫子学園	○	・市が単年度予算のため新年度の求人票に謳えない。 ・保育士確保対策について、同種制度の導入の際は、広域調整を行うべき。隣接自治体の制度の相違が各般にわたる混乱をきたしている現状について改善を図るべき。 ・滝沢市と盛岡市で保育施設を運営しているが、滝沢市の住所要件が厳格なため採用及び人事配置上の制約となっている。(盛岡市は住所要件が柔軟)
4	鶴山記念会	○	・R1年度2名、R2年度4名利用 ・市内に一人暮らし向けの物件が少ない。

イ 奨学金返還補助

	法人名	実施の有無	現状と課題
1	滝沢市保育協会	○	・法人で独自に実施 (月10千円、最長5年) ・盛岡市では補助があるが滝沢市には無い。
2	大釜学園	×	・学生からの要望があるため、補助を実行してほしい。
3	撫子学園	×	・盛岡市では補助があるが滝沢市には無い ・滝沢市と盛岡市で保育施設を運営しているが、自治体間で制度の乖離があるため採用及び人事配置上の制約となっている。
4	鶴山記念会	○	・法人で独自に実施 (月7千円、最長5年) ・盛岡市では補助があるが滝沢市には無い。

ウ 若手保育士等处遇改善

	法人名	実施の有無	現状と課題
1	滝沢市保育協会	×	—
2	大釜学園	×	—
3	撫子学園	○	・法人で独自に実施 (月5千円上乗せ) ・盛岡市では補助があるが滝沢市には無い。
4	鶴山記念会	×	—

エ その他

以下のことについて要望があった。

- ・市主催による保育施設見学バスツアーの実施
- ・ICT化促進のための補助金

(3) 盛岡大学からの意見聴取【令和2年10月27日(火)】

ア 意見聴取先

(ア) 文学部児童教育学科 学生4名及び担当教員1名

(イ) 短期大学部幼児教育科 学生3名及び担当教員1名

イ 聴取結果

- ・就職活動をする学生の視点において、保育士確保のための支援制度は最低限の条件となっており、近隣自治体と同様の条件整備の必要。
- ・実際の職場環境を確認し納得した上で就職先を決めたいという声が多かった。
- ・地元(出身地)よりも大学近隣への就職を希望する声が多かった。

(4) 行政視察【令和2年11月13日(金)】

ア 視察先

岩手県盛岡市

イ 盛岡市における待機児童対策の取組

(ア) 保育士確保支援

	支援事業	内容
1	保育士宿舎借上げ支援事業 (国庫補助活用事業)	<p>保育所等の事業者が保育士用のアパート等を借り上げる費用の一部を補助するもの。月額55千円を基準額の上限とし、3/4以内の額を補助する。※対象保育士の住所は盛岡市外でも可</p> <p>≪R1年度実績≫ 対象数110名 交付契約額41,296千円</p>
2	保育士奨学金返還支援 (市単独補助事業)	<p>保育士の資格を取得する前に奨学金を受給し現在返還を行っている保育士のうち、特に経済的負担が大きいと見込まれる若手保育士を対象に返還費用の一部を補助。補助金額は返還月額の1/2。ただし1月あたり7千円を補助の上限とする。</p> <p>≪R1年度実績≫ 対象数131名 交付契約額7,003千円</p>
3	若手保育士等処遇改善事業 (市単独補助事業)	<p>採用から間もない保育士を中心に経済的負担を軽減するため、処遇改善加算の対象ではない経験年数3年未満の保育士を対象に処遇改善を行う法人に対し、月額費用5千円以内の3/4を補助</p> <p>≪R1年度実績≫ 対象数119名 交付契約額5,205千円</p>

(イ) 小規模保育事業所の開設

開設時の主体	H30 補助実績	R1 補助実績	特徴
市主導	2園	3園	市が指定する遊休物件を活用(公募型プロポーザル)
事業者主体	1園	1園	事業者から事業所開設の希望を受け、補助対象として適切と認められた事業者に対し補助

第5 考察

本市の保育に関する子育て環境は、待機児童が解消されない状況が続いている。その要因の一つである「保育士の確保」は、その改善と密接に関連している。また、このことは、本市の重要な政策の柱である「若者定住」につながる。

一方、保育士を目指す若者は、その職場環境に注目し、隣都盛岡市の保育施設の待遇がその就職先の選定に大きく影響している。

このことから、保育士確保のため、以下の取組が重点課題であると考え。併せて、待機児童の解消に向けた小規模保育事業所の開設も必要と考える。

1 保育士確保のための支援策

(1) 保育士宿舍借り上げ支援事業の充実

保育事業者に対し、保育士用のアパート等を借り上げる費用の一部補助を令和元年度から本市も開始したものの、継続的かつ十分な支援金（予算）の確保が保育施設の募集要項等に反映されなかった経緯があることから、この点に留意した対応を行うことが必要と考える。

(2) 保育士奨学金返還支援

一部の園では既に独自支援策として実施しているが、盛岡市では「保育士奨学金返還支援補助事業」（市単独補助事業）として取り組んでいる。このことから、本市においても同様の支援策が必要と考える。

(3) 若手保育士等処遇改善

一部の園では既に独自支援策として実施しているが、盛岡市では「若手保育士等処遇改善事業」（市単独補助事業）として取り組んでいる。本市の園での実施は少なく、このことから本補助事業による支援が必要と考える。

(4) 就活生を対象とした園見学バスツアー

職場環境を実際に見る機会は、就活生にとって重要な要素であることが、学生からの聞き取りで判明した。また、募集する園側でもその重要性を認識している。このことから、募集を行う園と就職活動を行う学生の双方にメリットがある園見学ツアーを市が支援して開催することが有効と考える。

(5) 園内事務のICT化

園の事務効率化のためのICT化は、保育士の事務負担軽減に繋がるとともに、本来の保育業務に専念できるため、就職活動をする学生の判断基準の一つの要素となっている。このことから、ICT化を促進する支援の取組が必要であると考え。

2 小規模保育所施設の開設

本市においては待機児童の多くが1歳児又は2歳児である。また、将来的には保育児童が減少していくことが想定される。待機児童数ゼロを達成している盛岡市でも将来の保育児童減少を想定し、出口戦略としても有効な小規模保育事業所を積極的に展開していた。

待機児童対策は急務であるが、本市においても将来の人口減少期を見据えた施策として小規模保育事業所による保育の受け皿確保を図る必要があると考える。

滝沢市議会環境厚生常任委員会 説明資料

若者定住に向けた子育て環境（保育）について

令和2年7月10日

健康福祉部 児童福祉課

(1) 市内の保育施設の実態（認可外施設を含む）

R2.7.7現在

No.	対象施設名	施設の種別	運営団体	定員数	郵便番号	施設所在地	電話番号
1	ふうりん保育園	認可保育所	社会福祉法人 滝沢市保育協会	45	020-0757	滝沢市大釜風林 59-17	686-2155
2	大釜保育園	認可保育所	学校法人 大釜 学園	140	020-0761	滝沢市大釜田の 尻42-1	687-3030
3	大沢保育園	認可保育所	社会福祉法人 滝沢市保育協会	50	020-0703	滝沢市大沢堰合 32-2	687-2509
4	鶺鴒保育園	認可保育所	社会福祉法人 滝沢市保育協会	130	020-0664	滝沢市鶺鴒笹森 1-2	687-1375
5	元村保育園	認可保育所	社会福祉法人 滝沢市保育協会	120	020-0643	滝沢市外山86-17	684-2222
6	牧の林すずの音保育園	認可保育所	社会福祉法人 土淵朗親会	120	020-0632	滝沢市牧野林 891-8	699-2230
7	南巣子保育園	認可保育所	社会福祉法人 滝沢市保育協会	120	020-0611	滝沢市巣子1162- 38	688-7706
8	ハレルヤ保育園	認可保育所	社会福祉法人 プ レイズザロード	75	020-0625	滝沢市葉の木沢 山373-1	688-6773
9	巣子保育園	認可保育所	社会福祉法人 滝沢市保育協会	90	020-0625	滝沢市葉の木沢 山442-6	688-2270
10	川前保育園	認可保育所	社会福祉法人 滝沢市保育協会	90	020-0611	滝沢市巣子152- 91	688-4145
11	一本木保育園	認可保育所	社会福祉法人 滝沢市保育協会	45	020-0609	滝沢市柳原74-1	688-2662
12	柳沢保育園	認可保育所	社会福祉法人 滝沢市保育協会	45	020-0612	滝沢市柳沢1370- 4	688-4335
13	りんごの森保育園	認可保育所	社会福祉法人 鶴山記念会	90	020-0651	滝沢市鶺鴒細谷 地146-45	687-3000
14	りんごの森保育園分園 つぼみ園	認可保育所 (分園)	社会福祉法人 鶴山記念会	20	020-0665	滝沢市下鶺鴒 100-1	601-5776
15	ふじなでしここども園	幼保連携型認定 こども園	学校法人 撫子 学園	120	020-0668	滝沢市鶺鴒狐洞 1-102	684-3404
16	なでしこ保育園	幼保連携型認定 こども園	社会福祉法人 撫子会	100	020-0634	滝沢市室小路 251-2	699-3080
17	つばめ幼稚園	幼保連携型認定 こども園	学校法人 つば め学園	106	020-0632	滝沢市牧野林 1030-2	687-2544
18	姥屋敷保育所	へき地保育所	社会福祉法人 滝沢市保育協会	30	020-0685	滝沢市鶺鴒安達 140	680-2622
19	託児所わら巣っこ	認可外保育施設	託児所わら巣っ こ	13	020-0611	滝沢市巣子 1163-21	688-5415
20	ストロベリーハウス	認可外保育施設 (事業所内)	岩手ヤクルト販 売株式会社	29	020-0735	滝沢市篠木黒畑 142番地10	687-6888
21	あさひ幼稚園なかよし ホーム	認可外保育施設	学校法人 川前 学園	5	020-0611	滝沢市巣子850	688-4333
22	栃内第二病院 託児所	認可外保育施設 (事業所内)	栃内第二病院 託児所	15	020-0778	滝沢市大釜吉水 98-1 栃内病院寮 マロニエ101号室	687-2759
計				1,598			

(2) 保育所入所待機児童の定義及び実態

【待機児童とは】

保育所への入所・利用資格があるにも関わらず、保育所が不足していたり、定員が一杯のために入所出来ずに入所を待っている児童のこと。

【実態】

単位 人

	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
待機児童	1	16	27	27	35	13

令和2年度4月時点の待機児童数は、前年4月に比較し35名から13名と減少している。理由としては、つばめ幼稚園の認定こども園化による定員の増が大きい。

(3) 隠れ待機児童の定義及び実態

【隠れ待機児童とは】

- ・ 求職活動休止
- ・ 特定施設のみ希望
- ・ 育児休暇中の入所保留
- ・ 保育所以外の自治体補助サービス利用

【実態】

単位 人

	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
入所保留数	43	87	99	94	114	101
(隠れ待機児童)	(42)	(71)	(72)	(67)	(79)	(88)

※入所保留数＝待機児童＋隠れ待機児童

(4) 保育の無償化による変化（入所希望者数）

【無償化の影響について】

- ・ 令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」制度が開始になることを見据え、令和元年10月入所に向け新規申請者が増加し、継続申請者数（前月以前からの申請者）は149人と前年10月の109人と比較すると40人の増となっている。
- ・ 現在は、無償化により大幅に入所申請が増えた状況ではないが、今後、女性の就労ニーズの変化等により、保育園などの施設利用希望が増加していくと見込まれる。

【実態】

単位 人

年月	H30.10						計
	0	1	2	3	4	5	
新規	26	2	6	5	0	2	41
継続	20	44	24	12	8	1	109
計	46	46	30	17	8	3	150

年月	R1.10						計
	0	1	2	3	4	5	
新規	35	3	3	3	0	0	44
継続	34	46	44	13	5	7	149
計	69	49	47	16	5	7	193

(5) 保育士宿舎借り上げ支援事業について

【事業目的】

待機児童解消に関連する保育士の就業継続支援の一環として、宿舎を借り上げるための費用の一部を支援し、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

【概要】

市内保育施設等を運営する事業者が借り上げた宿舎に雇用する保育士を入居させた場合、その宿舎の借り上げに係る経費を支払うもの。令和元年度より事業実施。

【委託費】

- ・ 市内保育施設等を運営する事業者へ宿舎借り上げにかかる費用の3/4を委託費として支払う。(1/4は事業者の負担)
- ・ 上限額 一人一月あたり 41,250円

【対象保育士】

- ① 滝沢市内の保育施設に勤務し、滝沢市内に居住していること
- ② 契約者が保育士本人であること
- ③ 令和2年4月以降に採用された者であること
(平成31年からの継続対象者を含む)
- ④ 常勤保育士であること

【令和元年度実績】

対象施設	対象者	実績額
2施設	3人	473,250円

【財源】

保育対策総合支援事業費補助金（国補助金）

補助率・・・国：1/2 ・ 市町村：1/4 ・ 保育所等の設置者：1/4

【令和2年度決定者数】

対象施設	対象者	見込み額
6施設	13人	5,108,640円

【その他】

県内4か所においても同様の事業を実施している。(盛岡市、大槌町、釜石市)
市内の保育施設において、保育士は慢性的に不足しており、職員の配置基準には届いているものの充足しているとは言えない状況である。
これまでに、市では利用定員数を増員する等様々な待機児童対策を実施してきたが、保育士が充足していないことは児童受入数や保育の質にも影響が生じることから、引き続き保育士確保関連事業の推進に努めたい。

(6) 滝沢市総合計画後期基本計画「若者定住」に向けた施策の取組
(児童福祉課で取り組んでいる事業)

児童福祉施設等産休等代替職員費補助事業

○ 総合計画上の位置付け

- ① 政策02 健やかで笑顔にあふれるまち
- ② 基本施策03 子どもが安心して暮らせる環境づくり
- ③ 施策01 子どもがすくすく育つ環境づくり

【事業概要】

- ・ R02当初予算額 4,697千円(10人の見込み)
- ・ 保育所における保育士等が育児休暇や病気休暇を取得する場合、代替職員賃金の補助をすることで事業主の負担軽減を行います。
- ・ 保育士等の職場環境改善と出産しやすい環境づくりにより少子化対策に寄与するものです。

保育対策総合支援事業

○ 総合計画上の位置付け

- ① 政策02 健やかで笑顔にあふれるまち
- ② 基本施策03 子どもが安心して暮らせる環境づくり
- ③ 施策01 子どもがすくすく育つ環境づくり

【事業概要】

- ・ R02当初予算額 11,439千円
- ・ 保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境づくりを行います。

R2年度実施事業は次の①～③のとおり。

① 宿舎借り上げ支援事業 9,900千円

→保育施設等の設置者に宿舎の借り上げを委託し、市内の保育施設に勤務する常勤が入居している分について委託料を支払います。

② 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業(子育て支援員研修事業) 186千円

→保育事業に従事を希望する者に対し、子育て支援員研修を実施することで、家庭的保育事業及び小規模保育事業等の地域型保育に従事する者を育成し、子育て支援の充実を図ります。

③ 保育士確保・保育所等受入促進モデル事業 1,263千円

→年度当初から保育士を雇用し、あらかじめ加配する市立以外の保育所又は認定こども園に人件費を補助する場合に要する経費に対して補助金を交付することで、年度途中に増加する保育需要に対応し待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境づくりを行います。

常勤保育士及び非常勤保育士の待遇(賃金、業務内容等)の違い

○賃金の違い

常勤保育士(短大・専門・四大卒)の時給換算 940円～1,060円

非常勤保育士(パート)の時給換算 870円

○業務内容の違い

常勤保育士

- ・保育全般(担任業務)
- ・指導計画、行事計画等の策定
- ・保育日誌等の作成
- ・連絡ノート、クラスだより等の作成、保護者との連絡等

非常勤保育士

- ・保育補助(清掃等雑務を含む)

※一部法人では、行事計画作成の補助も実施

地域別の待機児童の実態(隠れ待機児童を含む)

○R2年度4月入所審査後

小学校区	人数
篠木小	10
姥屋敷小	0
滝沢小	30
鶉飼小	12
滝沢中央小	20
滝沢第二小	22
滝沢東小	6
一本木小	1
柳沢小	0
合計	101

○H31年度4月入所審査後

小学校区	人数
篠木小	9
姥屋敷小	0
滝沢小	37
鶉飼小	17
滝沢中央小	22
滝沢第二小	22
滝沢東小	7
一本木小	0
柳沢小	0
合計	114

保育施設の整備改修計画

○令和2年度以降の施設整備計画

令和2年度・・・園舎建て替えに向けた設計業務 1施設 (巢子保育園)

令和3年度・・・園舎建て替え工事(令和4年度開園)予定 1施設 (")

令和4年度・・・園舎建て替えに向けた設計業務予定 1施設 (鶉飼保育園)

令和5年度・・・園舎建て替え工事(令和6年度開園)予定 1施設 (")

その他・・・電気設備を中心とした大規模改修に向けた計画作成 1施設

家庭的保育事業及び小規模保育事業の県内他自治体の先進事例

R2.7.17_岩手県へ確認

○ ここ2～3年で家庭的・小規模どちらも設置件数が増えている自治体
盛岡市、北上市

○ 令和元年度で小規模保育施設の設置件数が多かった自治体
紫波町(3件)

○ ここ1～2年で家庭的保育施設の設置件数が多かった自治体
一関市(平成30年度3件、令和元年1件)

※ その他自治体は、隔年で増えているような状況

※ 家庭的保育や小規模保育の分析に関する資料を県では作成していないとのこと

滝沢市内保育施設聞き取りシートについての回答

【 社会福祉法人 滝沢市保育協会 】

1. 保育士の現状			
現状の保育士数		確保したい保育士数	
177名		3名程度	
常勤 126名	非常勤 51名	常勤 0 離職数によって必要になる場合がある	非常勤 3名程度 早番、遅番出勤 可能な方は随時募集中
2. 地元大学（盛岡大学、県立大学）に対して行っている保育士の募集活動やPRの取り組み			
<ul style="list-style-type: none"> ・理事長、業務執行理事による訪問活動 ・求人票の送付、就職担当者への電話でのお願い ・実習生の受け入れ（盛岡大学、盛岡大学短期大学部、県立大学） ・盛岡大学との連携…実習及びボランティアの受け入れ ・盛岡大学短期大学部への講師派遣（保育士の仕事） ・就職説明会開催（盛岡大学構内にて）・協会パンフレットの配布 ・ホームカミングデー（盛岡大学短期大学部卒業生による企業ブース出展）での求人活動 ・保育園見学バスツアーの実施 			
○その他のPR活動等（直接的には関わらないが保育士、保育補助者の人材育成等）			
<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座講師派遣…東小学校（保育士の仕事） ・シルバー人材センター…高齢者活躍人材育成事業 保育補助講習 ・ファミリーサポートセンター… 幼児との接し方、遊び等の講習会講師派遣 ・市社協…保育補助、ボランティアの養成講座講習会講師派遣 ・中学生の保育体験、高校生のインターンシップ受け入れ ・岩手県保育士人材センター…潜在保育士への保育の仕事説明会 			
3. 市が実施する保育士宿舍借り上げ支援事業			
○良い点			
<ul style="list-style-type: none"> ・とても好評で利用させていただいている。現在の利用者 7名 ・これを受けている職員は、定着につながるのではないかと思う。 			
○悪い点			
<ul style="list-style-type: none"> ・採用試験の求人には謳えないが残念（求人票に入れることができれば大きい目玉になると感じる） ・法人が賃貸契約をしなければならず、事務の負担が大きい。この場合も、補助対象外の部分は個人負担をお願いしているので複雑で決算の時期と重なり大変である。 ・申請、請求事務が複雑である。 ・清算は年度を超えてからになるため、金銭的な負担感が大きい。 ・新年度の求人に出したいが、打ち出せるタイミングがミスマッチ。 			
4. 現在は行っていないが、保育士確保のために「やれたらいいな」という取り組み			
○すでにやっていること			
<ul style="list-style-type: none"> ・契約保育士限定勤務（8：00～18：00までの間の8時間勤務）導入(潜在保育士確保) ・奨学金補助（月10,000円以内 5年間） 			

- ・処遇改善（基本給、賞与他の引き上げ、処遇改善加算Ⅱの実施 等）
 - ・養成校の積極的な訪問による就職説明会、講師派遣
 - ・ICT化の導入による事務業務の効率化（登降園の把握、乳児呼吸チェックモニターの記録システム、一斉メールの配信、指導計画の作成 等）
 - ・離職を減らし長く働くことのできる職場環境づくり（働き方改革）
子育て応援カフェ（育休、育児短時間勤務職員等対象）離職防止
- 今後「やれたらいいな」ということ
- ・ICT化促進でもっと事務業務の効率を上げる（補助金があるともっと促進しやすい）ソフトの開発に経費がかかる。
 - ・ワークライフバランスの推進による働きやすい環境づくりで離職防止につなげる。

5、待機児童対策に必要と考えること

- 保育施設側で取り組めること
- ・増改築による定員増
特にも需要の多い1歳児の部屋は、狭い作りになっており需要に応えられない面があるため
- 行政で取り組めること
- ・ニーズの多い地域に保育施設の新設促進（小規模保育所など）
 - ・定員増についての協議等を事前に行い新年度の入所枠の確保を行う
 - ・毎月の入所枠については、書面でのやり取りになっているが、必要に応じて相談していただければ受け入れ可能な場合もある
 - ・施設整備費に上乘せ補助
- その他
- ・市町村の壁を取り払う

保育士不足の現状について(意見聴取の資料)

別添

社会福祉法人滝沢市保育協会

2020.9.11(金)

保育協会の現状

(1) 令和2年度職員数

常勤 正職員 113名 契約職員 63名 嘱託職員 8名 合計 184名

(内 保育士 正職員 71名 契約職員 50名 嘱託職員 5名 合計 126名)

(2) 国で定めた保育士定数

0歳児 3:1 1歳児 6:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児 30:1 5歳児 30:1

(3) 各園の9月1日現在の保育士確保状況

園名	定員	9月入所			現員数			産休 育休	育児 短時間	限定 勤務
		児童数	入所率	定数	常勤	非常勤	合計			
川前保育園	90人	96名	107%	13人	14名	6名	20名	-	2名	1名
一本木保育園	45人	50名	111%	7人	9名	2名	11名	-	1名	-
巣子保育園	90人	95名	106%	13人	14名	3名	17名	-	1名	1名
鶴飼保育園	130人	140名	108%	20人	23名	8名	31名	2	1名	4名
ふうりん保育園	45人	51名	113%	7人	8名	8名	16名	1	-	-
柳沢保育園	45人	49名	109%	8人	8名	6名	14名	-	-	-
元村保育園	120人	137名	114%	20人	21人	7名	28名	-	-	1名
大沢保育園	50人	57名	114%	9人	9名	5名	14名	-	-	1名
南巣子保育園	120人	128名	107%	18人	20名	6名	26名	-	2名	-
合計	735人	803名	109%	97人	126名	51名	177名	3	7名	8名

※保育士定数には、園児に対する定数と定員90人以下1人、延長保育実施1人の加算が含まれる
 ※育児短時間勤務・・・9:30～16:30までの勤務(3歳の誕生日前日まで)
 ※限定勤務・・・就学前の子どもがいる契約保育士が勤務時間を8:00～18:00の間の8時間勤務を条件とする勤務形態。

(4) 保育協会としての保育士確保の状況

- ・常勤と非常勤保育士合わせて定数以上を確保している。
- ・更なる安全安心な保育運営と業務の改善等を進めるため、協会独自の定数を展開し、国の定める定数以上の保育士を確保している。

(協会での定数 概ね 1歳児-5:1 3歳児-15:1 4・5歳児-20:1)

- ・産休、育休、育児短時間、限定勤務、嘱託職員(6時間勤務)分の不足分の加配を行っている。
- ・障がい児保育に対する加配及び認定されていないが気になる子どもに対する加配も行っている。

(子どもの安全第一)

- ・開園時間7:00～20:00の13時間の保育時間に対して国では1名の加配であるが、実際1名では対応できないため、最終の降園児まで保育定数に沿った配置を行うため現状に即して確保している。また、朝の1～2時間と夕の2～3時間程度の短時間勤務の非常勤保育士を確保している。

滝沢市内保育施設聞き取りシート

【 学校法人 大釜学園 】

1. 保育士不足の現状			
現状の保育士数		確保したい保育士数	
30名		令和2年度3名退職予定により 令和3年度3名確保希望	
常勤 29名	非常勤 1名（その他保育 補助6名）	常勤 3名	非常勤 0名
2. 地元大学（盛岡大学・県立大学）に対して行っている保育士の募集活動やPRの取組			
・ 地元大学他、誠桜高校、専門学校に募集活動を行っている ・ 宮城県出身者で奨学金利用者は地元に戻らなければならない（※宮城の奨学金返還支援制度による？） ・ 保育実習者への募集（毎年10名程度受け入れ） ・ 就職説明会には不参加だが、直接学校へ求人している ・ 市広報からの保育士の応募はなし			
3. 市が実施する保育士宿舍借り上げ支援事業			
事業に対するご意見（良い点や悪い点について）			
・ 盛岡在住のため利用実績なし ・ 生活の便の理由で盛岡に住んでいる			
4. 現在は行っていないが、保育士確保のために「やれたらいいな」という取組			
・ 就職祝金、支度金等あればいい ・ 賃金は既存補助があるので勤務内容の改善が必要か			
5. 待機児童対策に必要と考えること			
保育施設側で取り組めること、行政側で取り組むべきこと 等			
・ 保育所、幼稚園、認定こども園の施設種別により、国の管轄省庁が異なるため、一本化できればいい ・ 0～1歳児の受け入れを増やしたい。令和3年度から認定こども園化を希望している。 ・ 保育園146名、幼稚園242名 計388名 ・ 幼稚園 制度緩和により満3歳児を受け入れている			

(3) 撫子学園

滝沢市内保育施設聞き取りシート

【 学校法人 撫子学園 】

1. 保育士不足の現状			
現状の保育士数		確保したい保育士数	
保育教諭 32名 (内 保育士資格なし1名・幼稚園教諭免許なし1名)	【その他資格有り】 園長1名・教頭1名・主幹保育教諭2名・指導保育教諭1名・養護教諭1名・准看護師1名	6名	現在配置基準は十分に満たしているが、3歳児クラスの担任(現在1名ずつ)を2名ずつにすること、0・1・2歳児クラスに各1名ずつ担任を多く配置することで、さらに園児を受け入れ可能とするため
常勤	非常勤	常勤	
27名	5名	6名	

2. 地元大学(盛岡大学・県立大学)に対して行っている保育士の募集活動やPRの取組

- ・就職説明会の実施(盛岡大学短期大学部・盛岡医療福祉専門学校)
→3年前より実施。今年度は10月31日に盛岡大学短期大学部にて説明会開催予定。
- ・養成校からの実習生の積極的な受け入れ
- ・なでしこグループのホームページに採用についての掲載ページを作成
- ・新卒採用案内のパンフレットを作成 ※添付資料参照

3. 市が実施する保育士宿舎借り上げ支援事業

事業に対するご意見(良い点や悪い点について)

※別紙1参照

改善を望む

4. 現在は行っていないが、保育士確保のために「やれたらいいな」という取組

- ・令和2年8月7日に滝沢市長宛で滝沢市内保育施設長の連名で要望書を児童福祉課へ提出。 ※別紙2参照
- ・滝沢市における保育士奨学金返還支援補助制度、若手保育士等処遇改善事業の導入 ※別紙1参照
- ・滝沢市主催の保育士確保のための保育施設見学バスツアー ※別紙3参照

○保育士確保について「隣接する盛岡市との比較優位性がない」という大前提の下で施策展開を図られたい。

5. 待機児童対策に必要と考えること

保育施設側で取り組めること、行政側で取り組むべきこと 等

- ・副食費の無償化についての地域間格差をなくす ※別紙4参照
- ・保育所等の利用調整の見直し ※別紙5参照
- ・新2・3号認定の無償化に伴う預かり保育料の償還払いから代理受理方式への変更 ※別紙5参照
- ・行政による「関連情報」の早期収集と施設運営者との情報共有による各種対策の早期の計画化と実施。(出生数、保育所等利用率、共働き世帯数、開発行為情報等)

【その他】

- ・スクールゾーンの設定 ※別紙5参照
- ・2・3号認定子どもにおける障がい児に対する補助金事業 ※別紙5参照

保育士確保支援事業の滝沢市と盛岡市における相違点の対比

	盛岡市	滝沢市
宿舍借り上げ支援事業	<<対象保育士>> ・平成 26 年 4 月 1 日以降に採用された者。 ・採用された日から起算して 60 月を経過していない者。 ・過去にこの制度を受けていない者。ただし前年にこの制度を受けた者で、採用された日から起算して 60 月を超えない範囲内で前年に引き続きこの制度を利用し居住する場合を除く。 ※実質的に利用人数に制限なし。 事前に利用見込み数調査があり、所要の予算化がされている。 ※居住地制限が柔軟であり、原則盛岡市であるが、他の自治体居住も可能。 <<補助額>> ・当該経費の 4 分の 3 以内に相当する額で、一月当たり上限 41,250 円(対象上限家賃 55,000 円)とする。	<<対象保育士>> ・令和 2 年 4 月 1 日以降に採用された者。 ・過去にこの制度を受けていない者。ただし、前年にこの制度を受けた者で、5 年を超えない範囲で前年に引き続き居住する場合を除く。 ・親元の住所が滝沢市内でないこと。 ・施設長や法人役員等でないこと。 ・同居者に住居手当等を支給されている者がいないこと。 ※実質的に利用人数に制限あり。 予算の制約との説明あり 1 施設 1 名程度との説明もあり ※居住地制限が厳格で、滝沢市に限られている。 <<補助額>> ・対象経費の 4 分の 3 以内に相当する額で、一月当たり上限 41,250 円(対象上限家賃 55,000 円)とする。
	子育て支援については広域で制度上調整されている。保育士確保対策についても同種制度の導入の際は、広域調整を行うべきである。隣接自治体の制度の相違が各般にわたる混乱をきたしている現状について改善を図るべき。	
保育士奨学金返還支援補助制度	・市内の保育施設における保育士の確保・定着を図るため、奨学金を利用して保育士資格を取得し、市内の保育施設に就職した保育士に対し奨学金の返済に要した費用の一部を補助するもの。 ・補助対象者は、新規雇用されてから 3 年以内で、正規・非正規に関わらず常勤であること。 ・本人名義で借り受け、本人が変換している奨学金であること。 ・補助金額は、返還月額額の 2 分の 1 以内の額。ただし一月当たり上限 7,000 円。	補助制度なし

	両市に事業展開している当グループとしては、採用及び人事配置上の制約になっている。	
若手保育士等処遇改善事業	<ul style="list-style-type: none"> ・若手保育士の就業継続の支援、また賃金改善に取り組む事業者を支援するもの。 ・市内の保育所等に勤務する3年未満の常勤保育士を対象とし、市内の保育所等で処遇改善事業Ⅰ及びⅡの両方に取り組んでいる保育所等であること。 ・月額換算で上限5,000円までを補助対象額とし、その内4分の3以内の額(上限3,750円)を市から施設(法人)へ支払う。 	事業なし
	<p>○両市に事業展開している当グループとしては、採用及び人事配置上の制約になっている。</p> <p>○現在は、盛岡市の制度に準拠して、滝沢市内の施設への配置職員に対しても「調整手当」として法人独自に支給している。</p>	



滝沢市長 主濱 了様

「保育士等奨学金返済支援への補助」制度及び「副食費無償化」導入に関する要望書

滝沢市保育施設協議会

社会福祉法人滝沢市保育協会 巣子保育園園長 稲村 明子

社会福祉法人滝沢市保育協会 川前保育園園長 齊藤 好子

(他 保育協会8園)

社会福祉法人土淵朗親会 牧の林すずの音保育園園長 菅野 啄也

社会福祉法人鶴山記念会 りんごの森保育園園長 多田 こう

学校法人つばめ学園 つばめ幼稚園園長 工藤 純世

社会福祉法人プレイズザロード ハレルヤ保育園園長 森田 恵

社会福祉法人撫子会 なでしこ保育園園長 安保 裕子

学校法人撫子学園 ふじなでしここども園園長 中田真理子

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

各園では、昨年度末より、新型コロナウイルス対策のため、子ども達の活動制限や行事の縮小・中止等が続く中、園児の保育・教育活動が滞ることのないよう、様々な工夫や安全な環境等の設定を試行錯誤しているところであり、感染拡大防止対策が、できうる限り万全に行われるよう日々努めているところです。

また、コロナ禍においても、子どもの豊かな育ちと学びが保障されるよう、質の高い幼児教育・保育を安定的に提供して参りたいと存じます。

その為にも、保育士等の人材確保と子育て世代への更なる支援は重要な課題と認識しています。

近年の保育士等の不足と人材確保の全国的な競争下、各施設ともに人材確保には困難を極めていることはご承知のことと存じます。その様な中、近隣自治体では独自に保育士等への奨学金の返済支援の補助制度を設けており、人材確保競争の中で苦戦しています。

また、幼児教育の無償化により、子育て世代への負担軽減が図られましたが、副食費の補助を国の制度以上に独自に行う自治体もあり、保護者等からは新型コロナウイルスの影響で所得が激減している家庭も多く、更なる負担軽減への強い要望の声が寄せられています。

つきましては、かかる状況に鑑みて、滝沢市に於いても下記の政策が早期に導入されますようご要望申し上げます。

記

- 1 保育士等の確保のための施策の充実と向上のため「奨学金返済補助事業」を導入すること。
- 2 保護者の経済的負担軽減として、0歳～2歳児への副食費の無償化事業を導入すること。

以上

保育士養成施設の学生を対象とした 花巻市内保育施設見学・体験ツアーを開催します ～ 県内4施設を対象に7月から11月にかけて6回開催 ～

花巻市では、待機児童の解消に向けて保育施設を整備するとともに、不足する保育士を確保するため法人立保育園に勤務する保育士等に対し、再就職支援金の貸与や家賃補助などの支援を行っています。

この度、保育士確保策の一つとして、新卒保育士の採用につなげることを目的に保育士養成施設の学生を対象とした市内保育施設の見学・体験ツアーを7月から11月にかけて行います。

1 対象保育士養成施設

- (1) 盛岡大学短期大学部幼児教育科
- (2) 専修大学北上福祉教育専門学校保育科
- (3) 盛岡医療福祉専門学校こども福祉学科・こども未来学科
- (4) 北日本医療福祉専門学校こどもマイスター養成科

見学・体験内容

花巻市がバス等を用意し、各養成施設への送迎を行い、1コース当たり3保育施設の見学や実際に保育を体験していただきます。保育施設では施設や保育内容の説明など、就職先を考える際の参考になるよう、準備してお待ちしております。

3 見学・体験ツアースケジュール(平成30年6月22日現在の予定)

月 日	学校・学科名	学年	参加人数 (予定)	コース	見学・体験施設		
					①9:40～	②10:50～	③15:00～
7月5日(木)	盛岡大学短期大学部 幼児教育科	2年生	8名	A	私・保 八幡保育園 石鳥谷町八幡	私・こ やさわこども園 矢沢	私・保 第二若葉保育園 南川原町
			29名	B	私・保 日居城野保育園 松園町	私・こ 隼乃こども園 中根子	私・保 おひさま保育園 上根子
7月12日(木)	盛岡医療福祉専門学校 こども未来学科	2年生	22名	A	私・こ 隼乃こども園 中根子	私・保 びっころ保育園 諏訪町	私・保 八重畑保育園 石鳥谷町猪鼻
			22名	B	私・保 新堀保育園 石鳥谷町新堀	私・小 ひよこ保育園 下似内	私・保 花巻太陽の子保育園 星が丘
7月27日(金)	専修大学北上福祉教育 専門学校 保育科	1年生	希望者 (7/4確定予定)	A	私・保 若葉保育園 若葉町	私・小 ぎんどう保育園 石神町	私・こ やさわこども園 矢沢
		2年生	希望者 (7/4確定予定)	B	私・保 二枚橋保育園 二枚橋町	私・小 わこの家 花城町	私・保 松園保育園 松園町
7月31日(火)	盛岡医療福祉専門学校 こども福祉学科	3年生	15名	A	私・保 土沢保育園 東和町土沢	私・保 島保育園 東十二丁目	私・保 松園保育園 松園町
			15名	B	私・保 石鳥谷善隣館保育園 石鳥谷町上口	公・保 西公園保育園 南万丁目	私・保 おひさま保育園 上根子
10月16日(火)	盛岡大学短期大学部 幼児教育科	1年生	希望者 (9/30確定予定)	A	私・保 花巻太陽の子保育園 星が丘	私・小 ピュア・チャイルド園 若葉町	公・保 成島保育園 東和町成島
			希望者 (9/30確定予定)	B	私・保 石鳥谷保育園 石鳥谷町北寺林	私・保 第二若葉保育園 南川原町	私・保 びっころ保育園 諏訪町
11月9日(金)	北日本医療福祉専門学校 こどもマイスター養成科	1年生	19名		コース調整中		

※見学・体験施設区分

私=私立、公=公立(花巻市立)

保=保育所、こ=認定こども園、小=小規模保育事業所

※時間は多少前後する場合があります

なでしこグループ各園における市町村別利用者数(令和2年9月1日現在)

認定区分		1号認定				2・3号認定		
市町村		滝沢市	盛岡市	雫石町	八幡平市	滝沢市	盛岡市	雫石町
ふじなでしこ (滝沢市) こども園	0歳児					12	0	0
	1歳児					18	0	0
	2歳児	2	1	0	0	18	0	0
	3歳児	36	4	0	1	22	0	1
	4歳児	36	2	0	0	28	0	0
	5歳児	46	6	0	0	33	1	0
	合計	120	13	0	1	131	1	1
なでしこ (滝沢市) 保育園	0歳児					13	0	0
	1歳児					18	0	0
	2歳児	2	0	0	0	20	0	0
	3歳児	7	2	0	1	16	1	0
	4歳児	5	0	0	0	19	0	0
	5歳児	2	6	0	0	17	2	1
	合計	16	8	0	1	103	3	1
なでしこ (盛岡市) こども園	0歳児					1	11	0
	1歳児					0	18	0
	2歳児	0	12	0	0	0	33	0
	3歳児	2	39	0	0	2	30	0
	4歳児	1	46	0	0	0	39	0
	5歳児	4	48	0	0	6	32	0
	合計	7	145	0	0	9	163	0

《認定区分》

1号認定… 教育標準時間認定 満3歳以上

2号認定… 保育認定(標準時間・短時間) 満3歳以上

3号認定… 保育認定(標準時間・短時間) 満3歳未満

滝沢市内保育施設聞き取りシート 「 5. 待機児童対策に必要と考えること 」

1, 2・3号認定子どもの利用調整について

- ・現在、1号認定子どもについては、各園での入園申し込み・受付を行っている。
- ・滝沢市においては、2・3号認定子どもの入所については、市役所への直接申請となっている。また、1号認定子どもが2号認定子どもへの認定区分の変更を希望する場合についても直接市役所へ申請する。

《メリット》

- ・園側が申請書等を市役所へ持参する手間がない。

《デメリット》

- ・保護者の意向の動向が見えない。転園・認定区分の変更を考えていることが分かりづらい。
- ・保護者の就労状況についても、園で把握しづらい。
- ・兄弟入所を希望している場合など、できるだけ同じ園に入所できるような募集人数設定がしづらい。
実際、兄弟で同じ園へ入所を希望しているため、別々の園に決定した場合に入所を断り、求職中のみ家庭ですごしている子どもたちがいる。→待機児童へつながる。

※盛岡市は、各園を通してそれぞれ申請する。園側でおおよその入園、変更希望の動向がわかるため、毎月の募集人数についても、可能な限り対応ができる。滝沢市でも導入できないか検討してほしい。

2, 無償化に伴う支払方法の変更

- ・昨年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化において、新2・3号認定子ども（※1）の預かり保育料の支払い方法について、**現在は償還払い方式がとられている。代理受取方式**への変更について検討しているが児童福祉課へ確認したところ、いずれはそちらへ変更予定とのことだったが、利用者の利便性と施設の事務負担軽減の観点から早期に変更していただきたい。

※ 盛岡市は次年度から変更予定。(両方式の併用)

- ※1…新2号認定子どもとは、3～5歳児の1号認定子どもであり保育の必要性認定を受けた子ども
新3号認定子どもとは、満3歳児（1号認定子ども）で保育の必要性認定を受けた住民税非課税世帯の子ども

3, スクール・ゾーンの設定について

- ・文部科学省から示された「スクール・ゾーンの設定の推進について（令和元年6月27日）」を基に、幼保連携型認定こども園、小学校においては、学校の周囲における交通安全対策につなげるために、ふじなでしここども園を中心に周囲500メートルを範囲とするスクール・ゾーンの設定について、昨年滝沢市都市整備部道路課へ要望している。ぜひ導入を検討してほしい。 ※参考資料参照

4, 2・3号認定子どもにおける障がい児の補助金事業について

- ・現在滝沢市では補助金事業がない。
- ・実際は、障がい児の受け入れを行っているが、特別な支援を必要とする園児のサポート体制の充実のための保育教諭の増員や外部研修への参加については、園が負担している。
- ・1号認定子どもの障がい児については、私立学校振興費（特別支援教育費補助）補助金を申請し活用している。
- ・教育・保育の充実のため、障がい児への補助金事業を行ってほしい。

保育所等におけるICT化の推進【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度要求：477億円の内数)

【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。また、認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。

さらに、病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

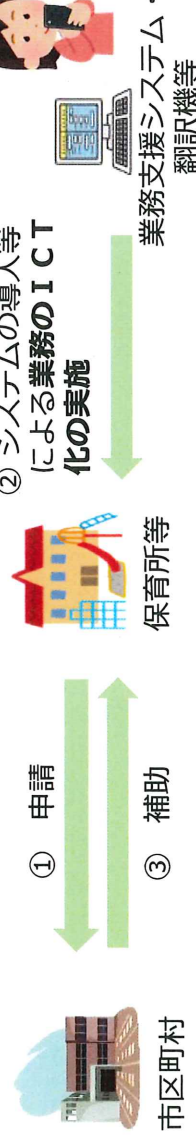
- 【補助基準額(案)】
- (1) 業務のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 1,000千円
翻訳機等の購入 1施設当たり 150千円
 - (2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり 200千円
 - (3) 病児保育事業等の業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステム導入

- ① 1自治体当たり 8,000千円
- ② 1施設当たり 1,000千円

【補助割合】

- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
- (2) 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/4、事業者：1/4
- (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

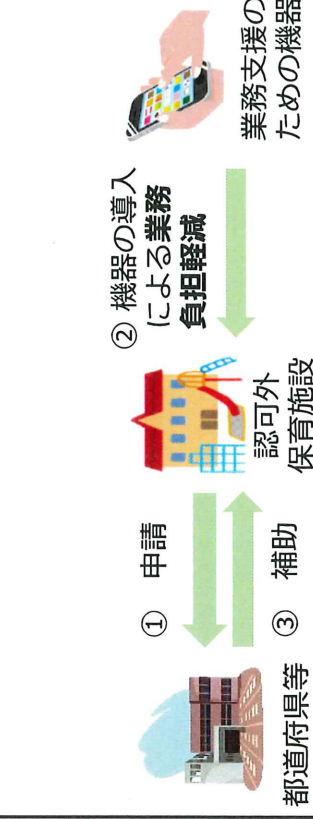
(1) 業務のICT化を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

- 保育に関する計画・記録
 - ・手書きで作成していた各期間(年・月・週・日)ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。
- 登降園管理
 - ・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

(4) 鶴山記念会

保育士不足の現状			
1.現在の保育士数		確保したい保育士数	
31名		次年度確保済み	
21名 (内、育休1名)	10名	予定者4名(新卒)	0名
2.地元大学(盛岡大学・県立大学)に対して行っている募集活動やPRの取組			
《共通事項》 ・求人票の送付(キャリアタスUCにUP、地元専門学校等へも同様に行う)			
《盛岡大学》 ・職員を募集する際に、大学へ保育園紹介(昼休み中40分間)を実施。 就職センターにパンフレット、園紹介等の据え置き。 大学において行われる合同園紹介へ参加。			
3.市が実施する保育士宿舍借り上げ支援事業			
昨年度より宿舍借り上げ支援事業を実施していただきまして、大変ありがとうございます。お陰様で、近隣以外の学生からの応募も増えており、大学等への園紹介の際に大きなアピールポイントとさせていただいております。 事業の実施状況としては、昨年度は2名、今年度は2名追加して合計4名となっております。来年度は更に新規に4名追加して合計8名のご支援をいただきたいと思っておりますので、来年度以降もご支援をお願いいたします。			
4.現在は行っていないが、保育士確保のために「やれたらいいな」という取り組み			
今年度より奨学金返済支援制度を創設し、入職2年目から6年目までの5年間、月額7,000円を上限に職員に支援しております。この法人独自の支援制度について、滝沢市のご支援もいただけないかご検討をお願いしたいと思います。			
5.待機児童対策に必要と考えること			
・平成29年度に待機児童対策として下鶴飼地区に分園つぼみ園を開園し、滝沢市独自に家賃補助金をご支援いただいております。大変ありがとうございます。お陰様で開園以来3年間順調に運営をしております。このままご支援を継続していただくと施設運営上大変助かります。ぜひ継続していただけるようお願いいたします。			
・当園は、まだまだ若い職員が多く、産休取得者が多い状況です。近年は満1歳までの育児休業を取得する職員が殆どで、その1年2ヶ月ほどの休業期間の職員数の減少分の補填について、その期間のみの代替え職員の確保が難しく、常に産休・育休のために常勤職員を多めに雇用をしております。 同時期に常時1~2名、最大で4名の産休・育休者がいる状況では、児童に対する配置保育士数は確保していたとしても職員の業務の負担は多く、またその分多くの職員をかかえる保育園側としても予算面からも負担が大きい状況です。また産休育児休業の予定職員がいる状況では、年度毎で考えると、まだ待機児童を受け入れられる状況でも、その年度の最小職員数時に受け入れられる児童数を見据えて年間の入所枠を出さざるをえない状況です。その為、代替え職員確保についてご支援いただくと安心して待機児童の受け入れができます。			

開園以来初任給のUPにも努めており、保育士の学歴にもよりますが約15,000円~30,000円程度を上乗せし、職員確保に努めている状況です。

求人票

令和3年3月 卒業生対象

求人	ふりがな	りんごのもりほいくえん		代表者職氏名			
	事業所名	りんごの森保育園		園長	多田 こう		
	所在地	〒020-0651 岩手県滝沢市鶴飼細谷地146番地45		TEL	019-687-3000		
	URL	http://shakaifukushikakuzankinenkai.hp.gogo.jp/pc/index.html		FAX	019-687-3025		
	E-mail	k-kakuzan@mocha.ocn.ne.jp					
先	書類提出先	〒020-0651 岩手県滝沢市鶴飼細谷地146番地45 (社会福祉法人鶴山記念会)		TEL	019-687-3000		
	採用担当	事務長 菊田 真理子	書類提出方法	郵送又は持参			
先	設立	平成26年9月開園	事業内容	保育園 (生後8週から就学前の子どもの保育。定員110名) 開園時間: 7時~20時 (日曜祝日、年末年始は休み) 当園では、子どもの「健やかな成長を支援する」を第一の理念とし、子どもと保護者と地域の皆さんと楽しみ合い、自然の営みを感じながら、心と身体の健やかな育ちがある保育園をつくっていきます。			
	従業員	男1 女43 計44人					
採用条件	求人数	2名		給 与	基本給	163,000円~183,000円	
	採用形態	契約職員: 期間令和3年4月1日~令和4年3月31日、年度更新あり			職能手当 (保育士)	10,000円	
	職種	保育士 (クラス担任又は担任補助、子どもの身の回りの世話 (食事、排泄、午睡等) 園務分担 (行事の係り等)、その他付随する業務)			早番遅番手当	1回500円 (分園遅番1回300円)	
	勤務予定地	(本園) 岩手県滝沢市鶴飼細谷地146番地45			寒冷地手当 (10月~2月)	8,000円	
		(分園つばみ園) 岩手県滝沢市下鶴飼100番地1			総額	175,500円~195,500円	
	勤務時間	シフト制 (実働8時間、1時間休憩) 《シフト例》		通勤費	3,200円~20,000円まで ※駐車場2,000円		
		早番 6時45分~15時45分		住宅手当	上限25,000円 (条件あり)		
		普通番 8時30分~17時30分		その他	処遇改善手当、リ-ダ-手当3,000円、 扶養手当7,000~10,000円		
		遅番 11時00分~20時00分		賞与	年2回 (規定による)		
	休日	年間休日106日 (月間7日~8日程度休み)		昇給	年1回 約2,000円~7,500円		
週休2日制 (土曜日は隔週休み)		定年制	無 ※正規職員は、62歳定年				
その他 (日・祝 夏季休暇・年末年始 他) ※前年度の保育士平均有給取得日数11.2日		加入保険等	健康・厚生・雇用・労災・退職共済				
その他の条件等	(資格要件) 保育士資格又は、保育士資格取得見込み		給食費	月額7,000円			
採用試験	応募締切日	7月 31日 (金) 必着		提出書類	履歴書		
	選考日時	8月 9日 (日) 9時 00分			成績証明書		
	場所	りんごの森保育園			卒業見込証明書		
	選考結果	郵送・試験日より1週間程度	通知先: 本人		資格取得見込証明書		
	試験内容	面接・作文試験			携行品	筆記用具	
福利厚生等	<p>※当園では、長く勤めていただくために、様々な福利厚生等に取り組んでおります。</p> <p>①有給休暇の取得率の高い職場です。(令和元年度の常勤職員の有給取得年平均11日)</p> <p>②小学生以下のお子さんをお持ちの職員に、看護休暇5日又は10日 (お子さんの人数により) を付与。※健診等でもOK</p> <p>③小学生以下のお子さんをお持ちの職員に、基本的に早番・遅番の免除 (希望者のみ早番遅番をしています)</p> <p>ご興味のある方は、是非園内見学にいらして下さい。お待ちしております。</p>						
備考	<p>・採用試験にご都合が悪くの方は、ご連絡下さい。</p> <p>・試験当日の詳しい日程につきましては、応募者に直接郵送いたします。</p>						

盛岡大学児童教育学科・盛岡大学短期大学部幼児教育科と
滝沢市議会環境厚生常任委員会との意見聴取会

次 第

(1) 日時 令和2年10月27日(火) 14:30～

(2) 盛岡大学2階会議室

(3) 出席者

滝沢市議会環境厚生常任委員会

委員長 齋藤明 副委員長 藤原治

委員 遠藤秀鬼 委員 川口清之 委員 井上仁 委員 山谷仁

事務局 畑村瞬也

盛岡大学 児童教育学科助教 藤田清澄

4年 笠井実緒 工藤雄喜

3年 齋藤光 佐々木沙弥

盛岡大学短期大学部幼児教育科 短大部長教授 大塚健樹

2年 細野大樹 菅原千佳 古家風花

進行 地域連携センター所長 千葉智行

次 第

1. 開会 地域連携センター事務室長 小原常夫

2. 挨拶 滝沢市議会環境厚生常任委員会委員長 齋藤明

3. 滝沢市議会環境厚生常任委員会と大学・短大部との意見聴取

4. 閉会 地域連携センター所長 千葉智行

盛岡大学・盛岡大学短期大学部からの意見聴取シート

先生	盛岡大学児童教育科 助教授 藤田 清澄				短期大学幼児教育科 教授 大塚 健樹		
氏名 性別							
学科	児童教育 学科	児童教育 学科	児童教育 学科	児童教育 学科	幼児教育科	幼児教育科	幼児教育科
学年	3年	3年	4年	4年	2年	2年	2年
出身地	青森県 弘前市	岩手県 釜石市	秋田県 秋田市	岩手県 盛岡市	岩手県 滝沢市	岩手県 花巻市	秋田県 大館市
就職 希望地	弘前市 50% 滝沢市 50%	盛岡か滝沢 決めてない	地元に戻らない 小規模・院内		実習を重点に考 える	通勤の場合 交通利便性	大館市優先 (地元の安心感)
宿舎借り 上げ支援			支援制度 歓迎	支援制度 歓迎			
奨学金 返還支援	制度利用 していない	制度利用 支援要望	制度利用 していない	制度利用 していない	制度利用 支援要望		奨学金制度 増額の要望
若手 保育士等 処遇改善			施設環境 給料手当 資格手当	給料手当 福利厚生 有給休暇	給料手当	給料手当 福利厚生	
就職重点は 関係情報は	人間関係 子供と先生 実習向いている	人間関係 子供と先生 向き合う姿勢	保育園の 立地条件 施設の整備	保育方針 情報の提供 (県内外)	男子が少なく 働きづらい 実習の園中心		人間関係 (保育士同士) 成長(子・士)
本人の 考え方	どんな職場が良 いか、情報を集め ている。先生たち の雰囲気、保護者 との関係。他の園 との研修があれば よいと思う。	先生達との関係性、 子ども達との関 係性がつくられ ているか。通勤条 件、園の見学する のにも足が無い。	保育実習をして 小規模保育(院 内) 母親が看護師・給 料、手当、雰囲気、 玩具食育への力 の入れよう。	滝沢市の保育方 針や自分の園の 方針を持ってい る園・職員構成で 男性の比率を知 りたかった。園の ブログやHPを 見ている。	実習に行った園 しか知らない。 「どうこの園は」 と言われる。男性 保育士は給与が 低いので家庭を 持った時を考え る。	求人を見ても園 の見学ができた のは6月。実習が 10日間、勉学が ついていかない。 編入を考えてい る。	盛岡で3カ月ア ルバイトした。人 間関係を重視し、 地元に戻って就 職したいと考え ていたが編入を する。
その他の 情報	研修の機会 園のHP	通勤の場合 交通利便性 1 対 1 の関係	行事内容 食育推進	男子保育士 スピード感	四年制編入予定 滝沢の保育園 情報が足りない	四年制編入予定 市内の学童クラ ブでアルバイト	四年制編入予定 1 年次に保育園 のアルバイト

◎盛岡大学児童教育学科 助教授 藤田 清澄先生。

- ・保育士コース 地元の就職が多い 80%から 90%、県外が10%~ぐらい。

◎盛岡大学短期大学幼児教育科 教授 大塚 健樹先生(北上市在住) : 短大 60 年の歴史 15 千人の卒業生。

- ・保育見学ツアー ・ソフトボール(花巻市) 2 年生→1 年生(9 月) ・実習を重視→園が片寄る。
- ・就職状況 関東方面 30% (基本給安いが手当・7 パート手当等) 手取り 20 万円超えの現状。
- ・最近県内情勢→基本給の安定、人間関係の改善等により地元への就職を推薦している。

保育所待機児童解消のための施策について

1 小規模保育施設の開設に関して

(1) 小規模保育施設立ち上げに係る市の支援の経緯や関わりについて

大別して次の3つのパターンがありますが、どの場合でも盛岡市子ども・子育て支援事業計画に基づき、当該地域における新規開設の必要性を判断しています。

ア 市主導の支援事業（遊休物件活用 平成30年度及び令和元年度のみ実施）

市が指定する遊休物件（民間事業者などが所有する空き物件）を活用し、小規模保育事業A型を整備・運営する事業者を公募型プロポーザルにより募集する事業です。平成30年度事業では2園、令和元年度事業では3園に助成しました。

時期	内 容（参考：令和元年度事業）
令和元年4～8月	物件3件を選定（待機児童解消に効果的な地域から選定）
8月下旬～10月上旬	3件それぞれについてプロポーザル募集
10月上旬～12月上旬	書類審査及び審査会により保育業者選定
10月下旬～12月下旬	【事業者】改修工事入札，工事事業者決定・契約
令和元年11月～ 令和2年3月中旬	【事業者】改修工事 → 完成検査
3月中	認可申請，入所者調整等の開所準備
4月1日	開所（認可）
5月下旬	補助金交付

イ 事業者主体の支援事業（補助金交付のみ）

事業者からの小規模保育事業所の開設に補助金を活用したい旨の相談があり、適切と認められる事業者に対し、施設整備に要する経費を補助する事業です。平成30年度事業では1園、令和元年度事業では1園に助成しました。

時期	内容（令和元年度事業）
平成30年度	事業者からの開設相談時，補助金の利用相談あり
	盛岡市子ども・子育て支援事業計画や開設予定地域の待機児童数等をもとに総合的に判断し，補助対象として適切かどうかを課内で検討
	補助対象とする場合，市補助分の予算要求 → 予算内示
	県を通して，国に保育所等整備交付金の交付申請 → 国から補助額内示
	【事業者】基本設計
令和元年4月1日	国，市予算配当
4月～6月	【事業者】整備工事入札，工事事業者決定・契約
7月～12月	【事業者】工事→完成検査
～令和2年3月	【事業者】認可申請，入所者調整等の開所準備
令和2年4月1日	【事業者】開所，補助金申請交付

※ 通常の保育所等開設における施設整備費補助金の交付と同じフローです。

ウ 事業者独自に開設するもの（随時）

市の整備補助事業を活用せず，事業者自ら小規模保育事業所を開設するものです。開設予定地域の待機児童数等を踏まえ，開設の適・不適を連絡し，認可に際して助言や指導を行います。

- ① 事業者から市へ開設希望の相談
- ② 市で希望地域の待機児童数や環境等を確認
- ③ 適・不適を連絡
- ④ 認可，開設

（2）開設エリアの調整について

開設相談時において，開設地域（場所）を含めた事業計画と地域の待機児童数や周辺環境等を確認し，開設の適・不適を伝え，待機児童対策として適切であると判断した地域（場所）に小規模保育事業所を開設する場合は，事業者に助成を行うこととしております。

なお，不適であっても認可にあたっては，最終的に事業者から書類の提出があれば受理するものとなります。

(3) 補助制度について

ア 保育所等整備交付金（厚生労働省）

待機児童の解消を図ることを目的に、保育所及び小規模保育事業所の新設、大規模修繕、増改築、そのほか、防音壁の整備、防犯対策の強化等に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金です。補助対象は本体工事費のほか、生活排水循環装置や生ごみ処理装置を設置した際の特殊付帯工事。そのほか、設計料や土地の賃借料がある場合に、補助額に加算が上乘せされます。

イ 保育対策総合支援事業費補助金（厚生労働省）

交付対象事業のうち、「保育所等改修費等支援事業」を用いて補助を行っています。こちらは躯体の変更を伴わない内装改修などが対象になっています。補助対象は小規模保育事業所の改修に要する工事請負費、原材料費、役務費、賃借料等です。

保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金ともに、国の待機児童解消に係る計画である「子育て安心プラン実施計画」(令和2年度末までに待機児童数ゼロを目指すもの)の採択の有無によって負担割合が異なっていました。なお、当市は実施計画を採択されていました。

区 分	国	市	事業者
採択されている場合	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{12}$	1/4
採択されていない場合	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	1/4

(4) 開設に伴って発生する市のおおよその歳出額とその内訳

ア 保育所等整備交付金の活用事例（1園分）

区 分	国 (①)	市 (②)	補助額 (①+②)	事業者
補助額 (実施計画採択)	51,688,000	6,461,000	58,149,000	19,383,000
(負担割合)	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{12}$		1/4
【参考】実施計画未採択	38,766,000	19,383,000	58,149,000	19,383,000
(負担割合)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$		1/4

イ 保育対策総合支援事業費補助金の活用事例（遊休物件活用：1園分）

遊休物件活用整備については、保育対策総合支援事業費補助金（「保育所等改修費等支援事業」基準額22,000千円，負担割合：国2/3・市1/12・事業者1/4）を活用して整備に係る賃借料及び改修工事費について補助を実施しておりますが，市で上乗せ補助を実施し，賃借料については負担割合を国2/3・市1/3・事業者0としたほか，独自に開設準備金に対する補助を設定し，市3/4，事業者1/4の負担割合で実施しました。

区分	費目	国(①)	市(②)	補助額(①+②)	事業者
補助額	整備費	14,066,000	1,759,000	15,825,000	5,275,000
	(負担割合)	2/3	1/12	—	1/4
	家賃	600,000	<u>300,000</u>	<u>900,000</u>	<u>0</u>
	(負担割合)	2/3	<u>1/3</u>	—	—
	開設準備金	0	<u>2,250,000</u>	<u>2,250,000</u>	<u>750,000</u>
	(負担割合)	—	<u>3/4</u>	—	1/4
	計	14,666,000	<u>4,309,000</u>	<u>18,975,000</u>	<u>6,025,000</u>
【参考】 独自補助無し	整備費	14,066,000	1,759,000	15,825,000	5,275,000
	(負担割合)	2/3	1/12	—	1/4
	家賃	600,000	75,000	675,000	225,000
	(負担割合)	2/3	1/12	—	1/4
	開設準備金	0	<u>0</u>	<u>0</u>	3,000,000
	(負担割合)	—	—	—	—
	計	14,666,000	1,834,000	16,500,000	8,500,000
【参考】 独自補助無し (子育て安心 プラン実施計 画の採択の無 い場合)	整備費	10,550,000	5,275,000	15,825,000	5,275,000
	(負担割合)	1/2	1/4	—	1/4
	家賃	450,000	225,000	675,000	225,000
	(負担割合)	1/2	1/4	—	1/4
	開設準備金	0	<u>0</u>	<u>0</u>	3,000,000
	(負担割合)	—	—	—	—
	計	11,000,000	5,500,000	16,500,000	8,500,000

ウ 事業者独自に開設するもの

開設に係る支出は特になし

(5) 入所児童が3歳到達時に転園する連携施設の設定状況及び調整方法について

現在，市内の全小規模保育事業所で3歳到達時転園の連携施設を設定済みであり，調整についてもこれまで各施設に任せてきたところですが，実際に補助対象施設で連携施設が見つからない事態が発生した場合，市から他施設への声掛け等を行うことも考えられます。

(6) 課題等

小規模保育事業所は、認可保育所等と比べて少ない資金で開設可能な施設です。経営基盤の大きくない事業者でも比較的参入が容易であり、これまで、当市でも待機児童解消に効果を発揮してきたところですが、盛岡市では待機児童数は減少傾向にあることから、小規模保育事業所に限らず、今後の開設補助事業については慎重に行っていく必要があると考えています。

2 保育士の確保支援の施策に関して

(1) 宿舍借り上げ支援事業（国庫補助活用事業）

県又は市町村以外の運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に対し、保育所等の事業者が保育士用のアパート等を借り上げる費用の一部を補助するもの。月額55,000円を基準額の上限とし、4分の3以内の額を補助する。

年度	対象数	保育所	認可園	小規模	企業主導型	交付契約額
30	57名	10施設26名	10施設28名	1施設2名	1施設1名	8,511,870円
1	110名	16施設46名	12施設53名	7施設10名	1施設1名	41,296,150円

(2) 奨学金返還支援補助事業（市単独補助事業）

保育士の資格を取得する前に奨学金を受給し現在返還を行っている保育士のうち、特に経済的負担が大きいと見込まれる若手保育士を対象に返還費用の一部を補助。補助金額は返還月額額の1/2。ただし1月あたり7,000円を補助の上限とする。

年度	対象数	保育所	認可園	小規模	企業主導型	交付契約額
29	98名	76名	17名	5名	-	5,514,202円
30	115名	72名	27名	11名	5名	6,264,278円
1	131名	72名	37名	19名	3名	7,003,167円

(3) 若手保育士等処遇改善事業（市単独補助事業）

採用から間もない保育士を中心に経済的負担を軽減するため、処遇改善加算の対象ではない経験年数3年未満の保育士を対象に処遇改善を行う法人に対し、月額費用5,000円以内の3/4を補助。

年度	対象数	保育所	認可園	小規模	企業主導型	交付契約額
1	119名	21施設79名	13施設37名	3施設3名	-	5,205,304円

盛岡市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱を次のように定め、令和2年4月1日から適用する。

令和2年7月6日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 市の区域内の保育施設に勤務する保育士の確保及び定着を図るため、保育施設を運営する事業者（以下「事業実施者」という。）が対象保育士の宿舍を借り上げる場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設 市の区域内の所在する私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び企業主導型保育施設をいう。
- (2) 私立保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された保育所をいう。
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (4) 地域型保育事業所 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設をいう。
- (5) 企業主導型保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に取り組む施設をいう。
- (6) 対象保育士 次に掲げる全ての要件を満たしている者をいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育である者であること。

イ 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の期間の定めのある労働契約を締結している者を含む。）であって、その者が勤務する保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であるものであること。

ウ 平成26年4月1日以降に採用された者であり、採用された日から起算して60月を経過していないものであること。

エ 過去においてこの告示（盛岡市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要領（平成30年11

月1日市長決裁)を含む。以下同じ。)に基づく補助を受けて借り上げられた宿舎に居住したことがないこと。ただし、採用された日から起算して60月を超えない範囲内で前年度に引き続きこの告示に基づく補助を受けて借り上げられた宿舎に居住するものを除く。

(7) 宿舎 事業実施者が運営する保育施設に勤務する対象保育士を居住させる目的で借り上げた宿舎(事業実施者、事業実施者の親族又は事業実施者の利害関係者が所有する宿舎を除く。)で、現に対象保育士が入居しているものをいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、宿舎の賃借料、共用部分の管理に要する経費及び賃貸借契約の更新に要する手数料(以下「補助対象経費」という。)とし、これに対する補助額は、当該経費の4分の3以内に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が1月当たり41,250円を超えるときは、1月当たり41,250円を限度とする。

2 宿舎に居住した日数が1月に満たない月があるときは、前項に規定する経費のうち当該月分の経費を日割りで計算した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と当該月分の経費として事業実施者が実際に支出した額とを比較していずれか低い額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、対象保育士が第1項に規定する経費の一部を負担しているときは、当該負担している額を補助対象経費から控除する。

4 宿舎の借上げに要する経費に充てることを目的として事業実施者が当該対象保育士に対して手当等を支給している場合は、この告示による補助は、行わないものとする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和3年度の末日までとする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 事業実施者が借り上げる宿舎に居住する対象保育士の数

(2) 事業実施者が借り上げる宿舎に居住していたが、退職した対象保育士の数

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表(第6関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	別に定める。

	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書	1部	別に定める。
	2 実績報告書	1部	
	3 収支精算書	1部	
	4 その他市長が必要と認める書類		
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	別に定める。
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	別に定める。

盛岡市保育士奨学金返還支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年12月13日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保育士奨学金返還支援補助金交付要綱

(目的)

第1 保育施設における保育士の確保及び定着を図るため、保育士が奨学金を返還する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設 次のいずれかに該当し、かつ、市の区域内に所在するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所であつて同法第35条第4項の認可を受けたもの

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）を行う施設であつて同法第34条の15第2項の認可を受けたもの

エ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であつて同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするもの

(2) 保育士 児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。

(3) 奨学金 児童福祉法第18条の6の規定により保育士となる資格を有する前に、次に掲げるいずれかの法人から借り受けた学資金をいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構

イ 公益財団法人交通遺児育英会

ウ 一般財団法人あしなが育英会

エ 公益財団法人岩手育英奨学会

オ アからエまでに掲げる法人のほか、市長が適当と認めたもの

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、保育士（奨学金を返還する日において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。）がその者の名義で借り受けた奨学金を返還する場合に要する経費

とし、これに対する補助額は、当該経費の2分の1に相当する額以内の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が、1月につき7,000円を超えるときは、1月あたり7,000円を限度とする。

(1) 保育施設との間で期間の定めのない労働契約又は契約期間が1年以上である労働契約を締結していること。

(2) 保育施設において1日につき6時間以上かつ1月につき20日以上勤務していること。

(交付対象期間)

第4 補助金の交付の対象となる期間は、平成31年4月1日から、次の各号に掲げる保育士につき、当該各号に定める日までとする。

(1) 平成29年4月1日以後に保育施設に雇用された保育士 当該保育士が保育施設に雇用された日以後に初めて奨学金を返還した日から起算して36月を経過する日

(2) 平成29年4月1日前に保育施設に雇用された保育士のうち特別の理由があると市長が認めたもの 平成31年4月29日

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 盛岡市保育士奨学金返還支援補助金交付申請書 2 奨学金返還計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項 第1号及び第2号	盛岡市奨学金返還支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第12条第1項	1 盛岡市奨学金返還支援補助金請求（精算）書 2 奨学金返還実績書 3 収支精算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	別に定める。
規則第14条	盛岡市奨学金返還支援補助金前金払請求書	1部	別に定める。

盛岡市若手保育士等処遇改善事業補助金交付要領

(目的)

第1 市内の保育施設における保育士の確保及び保育士の定着を図るため、保育施設を運営する事業者が保育士の処遇改善を目的として賃金の支給を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、この要領及び別に締結する契約書に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設 次のいずれかに該当し、かつ、市の区域内に所在するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所であって同法第35条第4項の認可を受けたもの

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）を行う施設であって同法第34条の15第2項の認可を受けたもの

エ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするもの。

(2) 保育士 児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。

(3) 賃金 労働基準法第11条に規定する賃金をいう。

(4) 処遇改善 保育士の勤務上の待遇の改善を目的として、賃金を増額することをいう。

(対象保育士)

第3 この要領に規定する補助金の交付を受ける事業において、本事業に基づく処遇改善の対象とする保育士（以下「対象保育士」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 保育施設との間で期間の定めのない労働契約又は契約期間が1年以上である労働契約を締結していること。

(2) 保育施設において1日につき6時間以上かつ1月につき20日以上勤務していること。

(3) 次に掲げる処遇改善の制度の適用の対象となっていないこと。

ア 第2第1号アからウに掲げる施設に勤務する保育士 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成27年3月31日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「処遇改善等通知」という。）」における処遇改善等加算Ⅱ

イ 第2第1号エに掲げる施設に勤務する保育士 「企業主導型保育事業等の実施について（平成29年4月27日府子本第370号雇児発0427第2号）」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」（以下「処遇改善等要綱」という。）の第5の6に基づく助成要領における処遇改善等加算Ⅱ

(4) 事業実施年度の4月1日時点において、保育施設における勤続期間が36月を超えていないこと。この場合における勤続期間は、保育施設における勤続期間に加えて、当該職員の以下の施設・事業所における勤続年数を合算するものとする。

ア 学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数

イ 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数

ウ 児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数

エ 認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設（企業主導型保育施設を含む。）及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数

（補助金の交付の対象及び補助額）

第4 第1に規定する経費は、対象保育士の雇用主が対象保育士の処遇改善を行う場合に要する経費のうち、処遇改善等通知及び処遇改善等要綱に基づく処遇改善相当分を除く経費とし、これに対する補助額は、当該経費の4分の3に相当する額以内の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が、1月につき3,750円を超えるときは、1月当たり3,750円を限度とする。

2 前項の規定に関わらず、対象保育士を雇用した日数が一月に満たない月があるときは、1月当たりの補助額は3,750円を日割りで計算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

（交付対象期間）

第5 補助金の交付の対象となる期間は、対象保育士につき、第3第4号に定める勤続年数の初日が属する月から起算して36月を経過した日が属する年度の末日までとする。

2 前項に定める期間において、対象保育士に対し雇用主から賃金が支給されていない期間がある場合は、当該期間中は本事業に基づく補助金の交付は行わないものとする。

（交付を受けた補助金の取扱い）

第6 雇用主は、本事業に基づく処遇改善の額が明示された書類を作成し、対象保育士あて交付しなければならない。

（賃金水準の低下の禁止）

第7 雇用主は、本事業により増加させる賃金の額以外の賃金において、対象保育士の賃金水準を低下させてはならない。

（補助金の交付の申請）

第8 この要領に規定する補助金の交付の申請は、別に定める盛岡市若手保育士等処遇改善事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）及び市長が必要と認める書類を添えて行わせるものとする。

（適用期日）

第9 この要領は、平成31年4月1日から適用する。

滝沢市議会環境厚生常任委員会

説明資料

若者定住に向けた子育て環境（保育）について

令和2年12月2日

健康福祉部 児童福祉課

保育施設のICT化促進について

(1) 本市においてこれまでに実施した支援事業の経緯及びシステムの導入状況

① 市内保育施設及び本市で使用しているシステムについて

おが〜るシステム（保育施設）

児童の登降園情報、保育台帳、計画日誌等をシステム化した保育施設向けの業務支援システム。延長保育及び一時保育等のデータの管理・集計も可能。

おが〜るウェブレポ（市）

市内保育施設の毎月の運営費の請求及び特別保育（延長保育、一時保育等）の実施状況について、入力や計算をシステム化し、ウェブ上で申請を可能とするもの。

② 開発・導入経緯

平成24年度	市内保育施設にて「おが〜るシステム」の共同開発・試験運用を実施。
平成25年度～	市内保育施設にて「おが〜るシステム」の正式導入開始。順次各施設にて導入。
平成26・27年度	・滝沢市共同研究事業(企業振興課)に「ICT活用による、地域子育て力の向上を目的とした実証実験」(岩手インフォメーションテクノロジー(株))が採択される。 ・児童福祉課協力のもと「おが〜るウェブレポ」の共同研究を実施。
平成28年度	「おが〜るウェブレポ」実証期間として市及び保育施設において試験運用を実施。
平成29年度～現在	「おが〜るウェブレポ」市及び全施設において本稼働開始

③ システムの導入状況

おが〜るシステム（保育施設）：市内保育施設16施設中11施設導入

おが〜るウェブレポ（市）：市及び全施設で導入

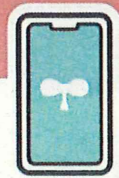
(2) 導入したシステムの内容

→ [資料1-1](#)、[資料1-2](#)参照

(3) 支援事業の今後の実施予定

今後も市内の保育施設等の状況を確認しながら、市としても必要に応じて支援を行ってまいります。

※参考・・・[資料2](#)、[資料3](#)



オプション (スマートフォンアプリ)

おが〜るシステムはオプションを利用すると、更に便利な機能を使うことが可能です。



おが〜るシステム スマートフォン版

おが〜るシステム SMART



登降園状況

お知らせ

勤怠連絡



保護者との連絡アプリ

おがスマ



お知らせ

登降園連絡

連絡帳

予約



バスロケーションサービス

おがバス



位置確認

運行状況

接近通知



システム構成

おが〜るシステムは、オンプレ方式ではなく、クラウド方式でのセキュリティ・将来のコストの心配もありません。



導入後も充実したサポートで安心！
サポート担当が丁寧にお答え致します。お気軽にお電話ください。
電話受付時間 9:00~18:00
0120-199-056 年末年始・祝祭日を除く

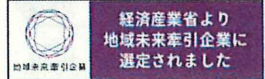
今あるパソコンで利用できます！
ご利用中のPC環境について弊社までご相談下さい。
参考動作環境 (親機)
OS Windows 10 以降
CPU Intel Core i3 2.0GHz 以上
メモリ 4 GB 以上 ※8GB 以上を推奨
HDD 1 GB 以上
ディスプレイ 縦 1024 × 横 768 以上
プリンタ A3 印刷可能なもの

機能一覧

メインメニュー 園児名簿管理 お知らせ 年度更新 職員名簿管理 申し送り シフト表管理 職員勤怠管理 施設情報管理 クラス情報管理 イベント情報入力 各種区分設定 バックアップ処理 バージョンアップ	園児名簿 児童票作成 要録作成 成長記録管理 検診記録管理 疾病歴・予防接種管理 アレルギー管理 出席簿入力 午睡チェック 登降園状況参照 打刻管理 利用台帳出力 利用集計 請求書発行 領収書発行 入金チェック 口座振替 料金設定	登降園端末 月極設定 予約設定 フリー項目管理 バス設定 カード タッチ入力 バーコード・IC カードスキャン フリー項目入力 各種情報表示
保育メニュー 計画日誌 様式作成 要領・指針参照 経過記録	オプション おがログ おがスマ おがバス おが〜るスマート おがフォーム ウェブレボ	その他 おが〜るシステムからのお知らせ ヘルプサイト

岩手インフォメーション・テクノロジー株式会社
I W A T E https://iwate-it.co.jp
本社 〒020-0611 岩手県滝沢市巢子 152-409
滝沢市 IPU 第2 イノベーションセンター
TEL 019-613-3538 FAX 019-613-3602
東京オフィス 〒104-0061 東京都中央区銀座 5 丁目 15-1
TEL 03-3524-8278 FAX 03-3524-8259

【販売店】
※本カタログに記載されている内容および仕様は改良のため、予告なく変更することがあります。



経済産業省より地域未来牽引企業に選定されました

発行日：2020年11月13日

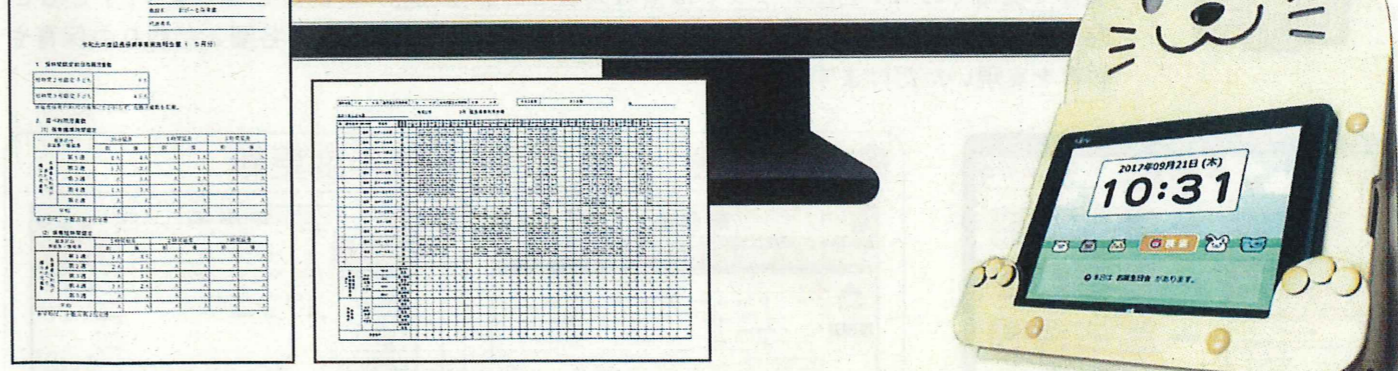
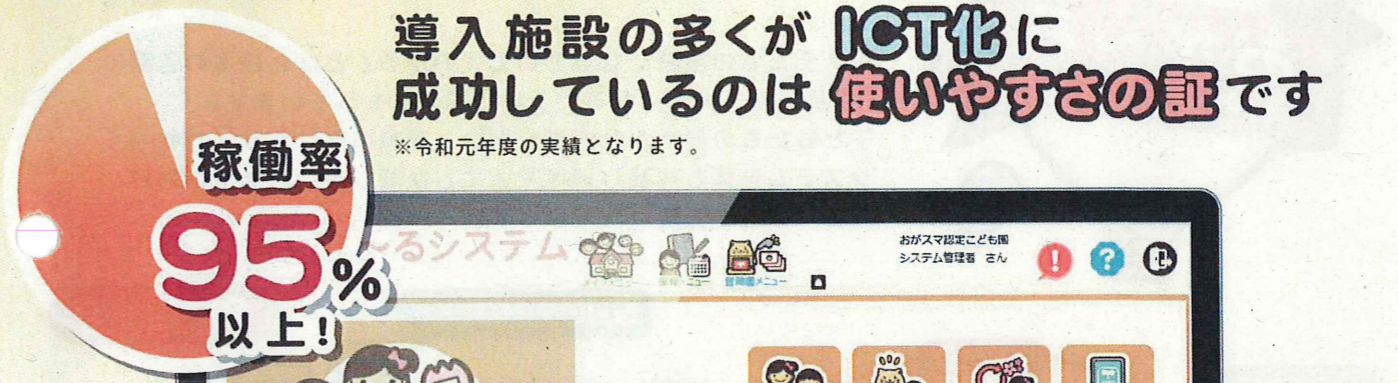
各種補助金対応!



資料1-1
子どもの育ちやすいデザイン部門 受賞

認定こども園 保育園 幼稚園 放課後児童クラブ 向け 保育業務支援システム

おが〜るシステム



自治体への 報告書類 を作成できる業務システムです。

ウェブサイトにてお得なキャンペーンや情報を公開中!
https://ogaru.jp おが〜るシステム 検索
おが〜るシリーズ PV公開中!



おが〜るシステムは、現場の声から生まれた「保育業務支援システム」です。

おが〜るシステムは保育園・認定こども園・幼稚園向けの業務支援システムとして、自治体と大学との共同研究により開発されました。子育ての現場でICTが持つ可能性を最大限引き出せるようバージョンアップを重ねています。



システム名の由来になっている『おがる』とは北日本の言葉で「成長する・大きくなる」という意味をもっています。子どもたちの健やかな成長を願い、現場の声を取り入れながらシステム自体も成長し続けて人にしか成し得ないあたたかい教育・保育を実現いただけます。



こんな事でお困りではありませんか？

- ✓ 全園児の **登降園管理** が大変！
- ✓ 延長・預かりなどの **料金計算** が複雑…
- ✓ 月末・月初は **実績報告** のために残業ばかり
- ✓ 複数の **園児台帳** が存在し一括管理できない！
- ✓ **指導計画・保育日誌** 作成に時間がかかる…

おが〜るシステムで解決！



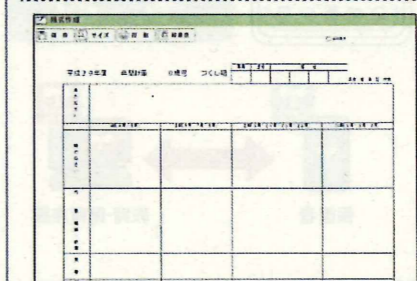
保育メニュー



計画日誌などの記録様式は各園・地域によって千差万別です。各園こだわりの記録様式に対応するためおが〜るは様式を自由設計で簡単に作成することが出来ます。また、今後も新しくなっていく各要録様式や指針や要領の変更にも対応いたします。



様式作成



園ごとに独自のレイアウト作成が可能です。園児リストとの連携、画像の挿入も行えるようになっています。

要録

平成30年度版各要録に対応



システムに登録済みの園児名や生年月日などといった情報を自動で取得し表示します。**教育・出席日数も自動算出！**

- 計画日誌
- 様式作成
- 要領・指針
- 経過記録
- 児童票
- 要録
- 成長記録
- 検診
- 疾病・予防接種
- アレルギー
- 出席簿
- 午睡チェック

メインメニュー



子育て現場でのICT利用メリットは情報共有と計算処理能力の高さとなります。子どもと向き合う時間を大切にするため煩雑な事務作業を効率化することで各園こだわりの保育や教育を実現いただけます。

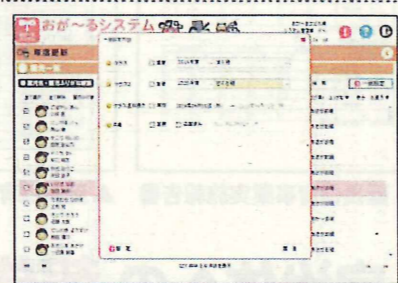


園児名簿



園児ひとりひとりに関する情報を管理します。名簿の出力はもちろんのこと必要項目のみをエクセルに出力することも可能です。

年度更新



年度変わりのクラス変更もクラス単位にて一括で更新が可能です。年度単位となるので事前に登録も行えます。

- 園児名簿
- お知らせ
- 年度更新
- おがスマ
- 職員名簿
- 申し送り
- シフト表入力
- 職員動怠
- 施設情報
- クラス情報
- イベント情報
- 各種区分設定
- バックアップ
- バージョンアップ

登降園メニュー&登降園画面



登降園の打刻から様々な情報に活用できます。リアルタイムの登園状況から必要配置数を確認することはもちろん、複雑な料金計算や補助金申請用のカウントもボタン一つで完了できます。更に利用者である保護者目線も意識した登降園端末画面は一見の価値あります。



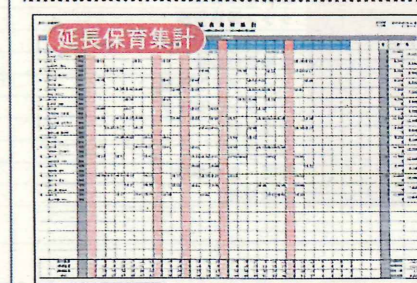
オプション 様々なデザインのタブレットスタンドをオーダーメイドで制作致します。

登降園状況



登降園端末と連携し、リアルタイムで在園状況の確認が行えます。また、こちらの画面から打刻修正へ移行も可能です。

利用集計



認定ごとの料金はもちろんのこと1号の複雑な料金体系にも対応できます。請求書や領収書へも自動反映し補助金申請も簡単になります。

- 登降園状況
- 打刻管理
- 利用台帳
- 利用集計
- 請求書
- 領収書
- 入金チェック
- 口座振替
- 料金設定
- 月極設定
- 予約設定
- フリー項目
- バス設定
- カード

オプション(有償)

ウェブレポをさらに便利に使っていただけるオプションの一例を紹介いたします。

OPTION 1 市区町村独自加算対応

全て対応!

A区 A区保育扶助要綱

B市 B市私立保育所運営費加算金交付要綱

自治体1つ1つの独自加算設定を弊社で構築が可能です。

OPTION 2 既存データの取込

既存の自治体保育業務システム

加算項目
施設定員数
入所児童数
...

CSVデータ

既存の自治体基幹システムからデータを取り込むことで、一括で計算が可能です。

OPTION 3 請求・内訳書のカスタマイズ

市区町村独自のレイアウトで請求・内訳書の発行が可能です。

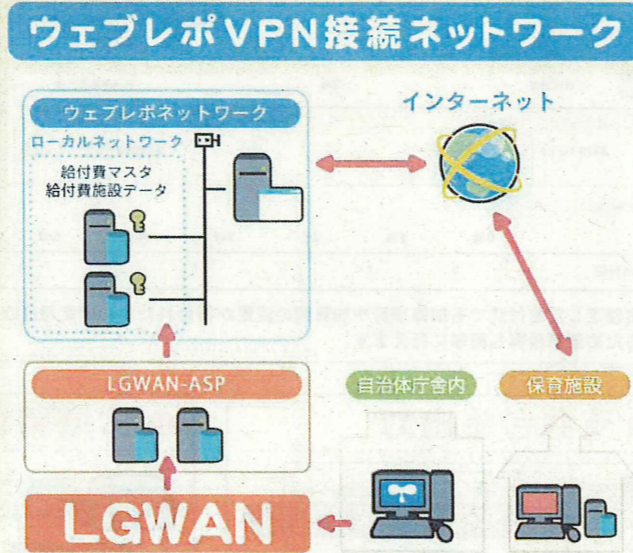
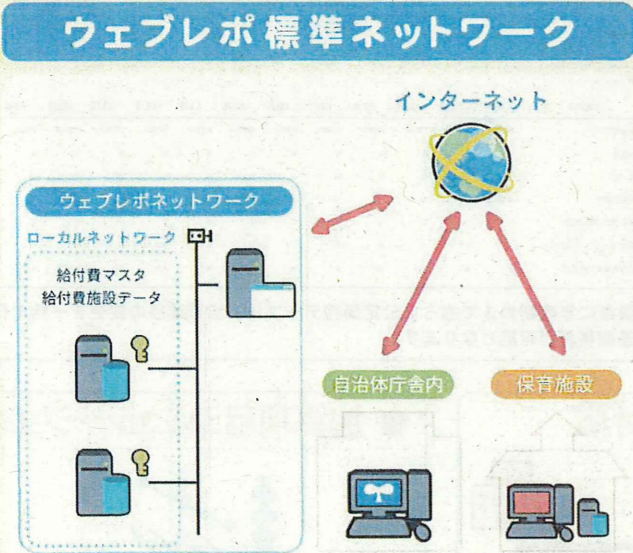
OPTION 4 補助金申請・コロナ減免申請対応

補助金(延長、病児、障害児、外国人受け入れ等)申請やコロナ減免申請の申請、承認、完了報告フローをウェブレポ上でやり取りが可能です。

OPTION 5 RPAツール

RPAツールと連動する事で、ミスの削減や作業効率の改善など、働き方改革につなげる事が可能です。

システム構成



ウェブレポの一般的な構成となっており、インターネットに接続可能な端末をご用意いただくことで、自治体ならびに保育施設への特別な設備投資は必要としません。

ウェブレポをLGWAN上のホスティングサービスとして利用できます。

施設型給付
地域型保育給付
地域子ども子育て支援事業

給付費等申請
クラウドシステム

おが〜るウェブレポ

自治体と教育・保育施設のやりとりを **簡単、正確**に

自治体側画面

平成30年 09月28日

岩手市役所 担当

申請データ

定員区分	111人から120人まで
当月の入所児童数	0人
当月の委託児童数	0人
当月の対称職員数	14人
当月の基準職員数	0人
加算率	15%

給付費

費種別	費額	単価
費種別	35,190	42,590
費種別	30,880	38,260

特許出願中

特願 2016-116153

施設側画面

公定価格の変更によりエクセルの変更が煩雑

施設とのメールや電話のやりとりが多く、なかなか返事が進まない...



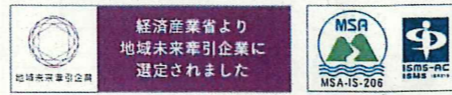
おが〜るウェブレポとは?

クラウド上で自治体と施設がデータを共有し、電子的に申請・承認が出来るシステムです。

岩手インフォメーション・テクノロジー株式会社 <https://iwate-it.co.jp>

本社
〒020-0611
岩手県滝沢市菓子152-409
TEL 03-3524-8278 FAX 03-3524-8259

東京オフィス
〒104-0061
東京都中央区銀座5丁目15-1
TEL 03-3524-8278 FAX 03-3524-8259



認定対象範囲
本社 CSグループ 経理部
企画マーケティンググループ

発行日: 2020年10月16日

ウェブサイトにてお得なキャンペーンや情報を公開中!

<https://webrep.jp>

おが〜るウェブレポ 検索

おが〜るシリーズ
PV公開中!



おが〜るウェブレポは、産学官共同研究から生まれた「給付費等申請クラウドシステム」です。

おが〜るウェブレポは自治体と教育・保育施設を結び、子ども子育て支援新制度における給付費等の算定並びに申請業務を効率化するために自治体と大学との共同研究により開発されました。



通常給付費等の算定や施設とのやり取りはエクセルで行われることが多く非常に煩雑です。ウェブレポはエクセルを用いずクラウド上で一括管理する仕組みとなります。運用条件は自治体側、施設側ともにインターネット環境、自治体側はLGWAN対応の2種類より選択可能です。

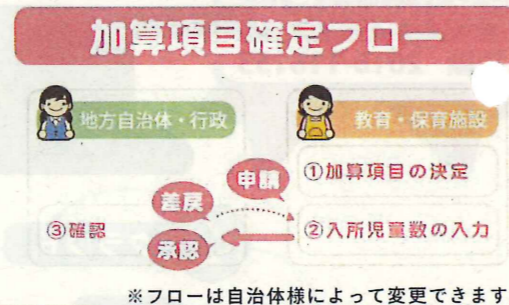
- 1 教育・保育施設の給付費申請、請求書発行
- 2 保育施設との申請・承認フローのシステム化
- 3 職員管理
- 4 自治体の独自加算項目対応 (カスタマイズ)
- 5 途中入退所、差額計算、一括遡り計算機能
- 6 実績データの外部出力機能
- 7 自治体保育システムとの連動 (CSVデータ連携)
- 8 一時預かり、延長保育、病児保育の人数報告支援

施設型給付、地域型保育給付の確定

おが〜るウェブレポ 加算項目確認画面

メニュー: 加算項目確認、職員管理、休日管理、口簿管理、マニュアル

画面構成: 加算項目確認、施設情報、申請内容、承認内容



公定価格のバージョン
 複数のバージョンから選択可能
 最新の公定価格を反映!

エラーチェック
 職員配置不足分をチェック
 入力ミスを軽減!

説明表示
 各加算項目の説明をポップアップ表示
 理解しながら入力できる!

▲「加算項目確認の画面では、施設・自治体どちらも同じ設定を閲覧可能です。申請者側では、ご自分の施設のみ確認でき、審査者側は登録した施設全てを確認できます。」

こんな事でお困りではありませんか？

- ☑ 施設毎の **加算項目の管理** が大変!
- ☑ 公定価格の変更により **エクセルの変更** が煩雑...
- ☑ 施設との **メールや電話** のやり取りが多くなかなか仕事が進まない
- ☑ 加算項目や公定価格の変更のため **遡り計算** がたびたび起こる
- ☑ 給付費の金額が **本当に正しいか不安**

ウェブレポで解決!



ウェブレポは **全ての施設に** 対応!

- 施設型給付: 幼稚園、保育所、認定こども園
- 地域型保育給付: 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

様々な機能

再計算と精算書発行

再計算と精算書発行

入力項目: 岩手おが〜る保育園、令和2年09月、0歳~5歳

一度確定した給付費でも加算項目や加算額の変更が行われた際に確定履歴が残るため差額精算も簡単に行えます。

遡り一括処理

通常の遡り計算: 7% → 8% に変更

20×1年 4 5 6 10 11 12

各施設分 計算やりなおし...

おが〜るウェブレポ は一括再計算!

施設毎に年度初めまで遡って公定価格テーブル、加算項目の変更を一括で行い差額精算が可能となります。

加算項目	04月	05月	06月	07月	08月	09月	10月	11月	12月	01月	02月	03月
公定価格バージョン	10/22	10/22	10/22	10/22	10/22	10/22	10/22	10/22	10/22	10/22	10/22	10/22
地域型	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
施設の数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
平均年齢	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
加算率	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
加算率・コア付加算率	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
施設型加算率	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

支弁台帳出力

支弁台帳出力

年度の請求集計値

各月の請求集計値

保持している実績データを元に特定 (赤枠内) の項目に自動出力することが可能です。

広域請求書対応

広域請求書対応

A市、B市

広域自治体への請求書を発行することが可能です。自治体ごとへの様式や端数処理等に対応可能です。

加算項目シミュレーション

加算項目シミュレーション

自治体側や施設側で加算項目を変更しながら、12ヶ月分の最適な給付見込み額のシミュレーションが出来ます。

メッセージ機能

メッセージ機能

自治体から施設へのメッセージを登録し、施設側のウェブレポ画面に表示可能です。表示期間や送信する施設を個別に設定する事も可能です。

滝沢市保育士宿舎借り上げ支援事業事務取扱要領

1 趣旨

待機児童解消に関連する保育士の就業継続支援の一環として保育士の宿舎借り上げに関する業務を市内の保育施設運営事業者へ委託する事業について、国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱及び別に締結する契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの。

2 定義

この要領における用語の定義は、次の（１）及び（２）に定めるものとする。

- （１）保育施設 認可保育所（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条に規定する保育所であつて、同法第３５条第４項の規定による認可を受けたものをいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園をいう。）、地域型保育事業所（児童福祉法第６条の３に規定する小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業を行う施設をいう。）及び企業主導型保育施設（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５９条の２に規定する仕事・子育て両立支援事業に取り組む施設をいう。）であつて、滝沢市内に所在するものをいう。
- （２）常勤 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（１年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であつて、保育施設において１日６時間以上かつ月２０日以上常態的に継続して勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であることをいう。

3 事業対象者

この要領における事業対象者は、次の（１）から（４）に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- （１）滝沢市内に所在している保育施設の運営に当たる者であること。（以下「事業実施者」という。）
- （２）保育士を居住させる目的で宿舎を借り上げていること。ただし、事業実施者、事業実施者の役員、事業実施者の従業員、事業実施者の親族及びその他利害関係者（事業実施者の代表者が代表を務める別の事業者等）の所有物件ではないこと。
- （３）借り上げる宿舎の所在地は滝沢市内であること。
- （４）当該宿舎に係る賃借料等を負担すること。

4 対象保育士

この要領における事業実施者が借り上げる宿舎に居住する対象保育士は、次の（１）から（６）に掲げるすべての要件を満たす保育士とする。（以下「対象保育士」という。）

- （１）常勤で勤務していること。
- （２）平成３１年４月１日以降に採用された者であること。
- （３）過去にこの支援制度を受けたことがない者であること。ただし、前年にこの制度に

基づき借り上げられた宿舎に居住した者であって、5年を超えない範囲で前年に引き続き居住する場合を除く。

- (4) 親元の住所が滝沢市でないこと。
- (5) 施設長や法人役員等でないこと。
- (6) 同居者に住居手当等を支給されている者がいないこと。

5 対象経費

(1) この事業における対象経費は、予算の範囲内において、当該年度中に事業実施者が借り上げ、かつ、対象保育士が居住している宿舎に要する次のアからエまでとし、これに対して市が事業実施者へ支払う委託料は、当該経費の4分の3以内に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一戸当たり当該経費の総額が月額41,250円を超えるときは、一月当たり41,250円を限度とする。

ア 賃借料

イ 共同住宅における共用部分の管理に要する手数料

ウ 宿舎の賃貸借契約の更新に要する手数料

エ 契約者の変更に必要な手数料

ただし、対象保育士から事業実施者への変更のみとし、平成31年度事業実施分に限る。

(2) 当該保育士が宿舎に居住した日数が一月に満たない場合は日割り計算することとし、日割り計算した金額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と事業者が支払った賃借料等の額のうち低い額を対象経費とする。

(3) 事業実施者が、対象保育士から賃借料の一部を徴収している場合は、賃借料等からその徴収額を差し引いた額を対象経費とする。

(4) 対象事業者が支出している住居手当は、対象経費には含まない。

6 提出書類及び提出期日

(1) この事業について委託契約を締結する場合は、滝沢市財務規則（平成11年規則第15号）に定めるもののほか、次のアからコまでの書類を添えて提出しなければならない。

ア 滝沢市保育士宿舎借り上げ支援委託業務計画書

イ 収支予算書

ウ 事業実施者が締結した宿舎に係る賃貸契約書（写し）

エ 対象保育士に係る雇用証明書

オ 対象保育士の住民票の写し（現住所として宿舎の住所が記載されているもの）

カ （同居人がいる場合）同居人の収入状況、住宅手当等を受給していないことがわかる書類の写し

キ 親元の住所等確認書

ク 保育士登録証の写し

ケ （経費の一部を対象保育士が負担している場合）対象保育士の負担額が確認できる書類の写し

コ その他市長が必要と認める書類

(2)(1)に係る提出期日は、毎年度4月1日とする。ただし、平成31年度のみ6月1日までとする。

7 実績報告

この事業を委託契約した事業実施者は、市長が指定する期日までに、滝沢市保育士宿舎借り上げ支援委託業務実績報告書に次の(1)から(7)までの書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 滝沢市保育士宿舎借り上げ支援委託業務実績報告書別紙
- (2) 当該年度の給与明細書又は給与台帳の写し
- (3) 当該宿舎に係る領収書又は振込明細書の写し
- (4) 対象保育士の住民票の写し（当該年度末まで宿舎の住所に居住していることが確認できるもの）
- (5) (同居人がいる場合)同居人が住宅手当等を受給していないことのわかる書類の写し
- (6) 収支決算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

8 遵守させるべき事項

次の(1)から(5)の全ての事項について、事業実施者へ遵守させること。

- (1) 本事業の活用により、保育士の給与水準を低下させてはならないこと。
- (2) 対象保育士が適切に居住し、勤務が継続するよう努めること。
- (3) 事業終了後も保育士の就業継続に努めること。
- (4) 事業実施者は、市長から委託事業の遂行状況について、報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。
- (5) この要領に基づく委託料を受領したときは、適正に管理し、本事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。

保育所のICT化に係るアンケート結果

(対象: 市内保育所 13園、認定こども園 3園 計16園)

1. 現在おが～るシステムを利用していますか。

利用している	11	69%
利用していない	5	31%

2. 利用していると答えた方にお聞きします。

(1) システムを導入して業務簡略化、負担軽減に役立つと感じますか。

はい	11	100%
いいえ	0	0%
どちらともいえない	0	0%

(2) どのような部分が役にたつと感じますか。

計算業務が自動でできること	26%
手書きでの書類作成が減ること	24%
保育士同士の情報共有が簡単にできること	24%
情報管理のフォーマットが一律になり見やすいこと	22%
紙媒体の管理が少なくなること	2%
登園降園管理等での電話対応が減ること	2%

(3) システム導入で、業務にかかる時間はどれくらい短縮されましたか。

1か月あたり2時間程度	2
1日あたり30分～1時間未満程度	9

(4) どのような部分が役にたたないと感じますか？

一部手書きの業務があるなど一元管理ができていない	77%
PCやタブレットでの入力になれないために時間がかかる	8%
閲覧、入力可能なPCなどの端末が少ない	8%
ネットワーク環境が悪く業務に時間がかかる	7%

3. 利用していないと答えた方にお聞きします。

(1) 導入しなかった理由を教えてください

- ・市より導入の話があったH28時点では認定こども園に対応しておらず、自己負担でのカスタマイズが必要であったため。
- ・導入費用が高いことと、延長保育等の利用者が少なくなり、システムを利用せずに管理できているため。
- ・法人で運営している他市町村の園との調整もあり、検討中であるため。

(2) 今後、導入希望はありますか。

ある	0
検討中	2
補助が活用できれば希望する	3
ない	0

(3) 導入希望する場合、どのような機能があればよいですか。

シフト作成、出退勤管理、保護者とのやりとり、登園降園管理、検温表、要録、おたより、事故報告書、消防訓練実施報告、園管理書類、成長記録、午睡チェック、保育日誌作成、発達記録、年間行事計画、教育・保育計画作成、請求管理機能、延長料金計算、園児台帳、児童票

保育所等におけるICT化推進等事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度概算要求：事項要求・新規)

【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかるとの費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】

都道府県、市区町村
 翻訳機等の購入 1施設当たり 150千円

- ## 【補助基準額】
- (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 1施設当たり 1,000千円
 - (2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり 200千円
 - (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
 ① 1自治体当たり 8,000千円
 1自治体当たり 4,000千円
 ② 1施設当たり 1,000千円
 - (4) 研修のオンライン化事業
 - (5) 保育士資格取得に係るオンライン手続化 総額49,820千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定

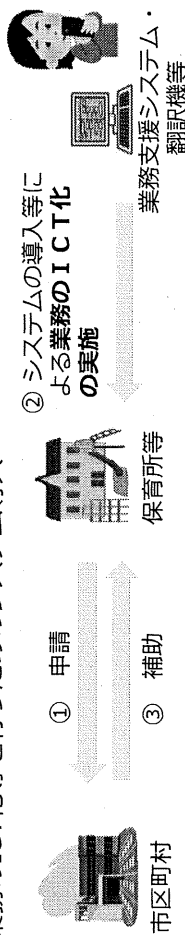
【補助割合】

- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
- ※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2

* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。

- (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
- (5) 国：1/2、都道府県：1/2

(1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

○ 保育に関する計画・記録

・ 手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○ 登降園管理

・ 手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

(1)基本点数表

		保護者の状況等	点数	
居宅外労働 外勤 ※就労証明書及び添付書類参照	就労日数	月24日以上(週6日以上)	10	
		月22日以上	9.5	
		月20日以上(週5日以上)	9	
		月18日以上	8	
		月15日以上(週4日以上)	7	
		月12日以上(週3日以上)	6	
		就労時間 (休憩時間を含む)	1日8時間以上の労働	10
			1日7時間以上の労働	9
			1日6時間以上の労働	8
			1日5時間以上の労働	7
1日4時間以上の労働	6			
上記以外の労働		5		
雇用主が保護者の三親等以内の親族の場合		△1		
就労予定(内定)	内定の場合は該当の就労点数から減点	△1		
就労期間	就労して3か月以内は該当の就労点数から減点	△1		
求職中		4		
出産	おおむね産前8週、産後8週 ※切迫流産等は「疾病等(入院)」として取り扱う	17		
疾病	入院		22	
	通院 自宅療養	入院に相当する治療や安静を要し、自宅療養で常時病臥している場合	20	
		自宅療養で安静を要する等、保育が日常的に困難と認められる場合	19	
		安静の必要はないが月10日以上通院加療を要する場合	17	
		上記以外の場合で保育が困難と認められるとき	16	
	障害	保育が日常的に困難と認められる場合(身体障害者手帳1級・2級・精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A)	20	
		保育が生活上、一部困難と認められる場合(身体障害者手帳3級～4級、精神障害者保健福祉手帳2級・3級又は療育手帳B)	16	
保育が生活上、一部困難と認められる場合(身体障害者手帳5級～6級)		12		
看護 介護 付添	居宅外	週5日以上	週40時間以上の看護・介護・付添	20
			週35時間以上の看護・介護・付添	19
		週4日以上	週30時間以上の看護・介護・付添	18
			週25時間以上の看護・介護・付添	17
			週20時間以上の看護・介護・付添	16
		週3日以上	週15時間以上の看護・介護・付添	15
	上記以外の看護・介護・付添		12	
	居宅内	心身の傷病及び障害により常時介護が必要と認められる場合	14	
上記以外の場合で保育が困難と認められるとき		10		
自営 (祖父母等の居宅での労働を含む)	就労日数	週6日以上	9.5	
		週5日以上	8.5	
		週4日以上(月15日以上)	6.5	
	就労時間 (休憩時間を含む)	1日10時間以上の労働	9.5	
		1日8時間以上の労働	8.5	
		1日6時間以上の労働	7.5	
		1日4時間以上の労働	6.5	

保護者の状況等				点数
自営	自営・農業等協力者	就労日数	週6日以上	8
			週5日以上	7
			週4日以上(月15日以上)	5
			週3日以上(月12日以上)	4
	(専従・有給)	就労時間 (休憩時間を含む)	1日10時間以上の労働	8
			1日8時間以上の労働	7
			1日6時間以上の労働	6
			1日4時間以上の労働	5
	(専従・有給)かつ事業中心者が同居親族			2
	自営・農業等協力者(その他・無給等)			9
居宅外労働(店舗等あり)			1	
内職	月20日以上	1日7時間以上	15	
	月15日以上	1日4時間以上	13	
	月12日以上	1日4時間以上	8	
震災、風水害、火災その他の災害の復興にあたっている場合				20
配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等のため不在				20
その他	高等学校、大学等への通学等技能習得のための就学	週5日以上週40時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	18	
		週4日以上週35時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	17	
		週3日以上週20時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	15	
		上記以外の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	14	

(2)調整点

調整点表			点数
世帯	母子または父子の世帯(60歳未満の祖父母等と同居している場合を除く)		3
	母子または父子の世帯(60歳未満の祖父母等と同居している)		2
	準母子または準父子の世帯		1
	前記以外の世帯で生活保護世帯		1
	上記以外の世帯で離婚調停または単身赴任により配偶者と別居中の世帯(60歳未満の祖父母等と同居している場合を除く)		2
	父又は母が産後休暇又は育児休業明けの場合(復職後3か月以内に限る。また、育児休業明けについては就労期間が1年以上継続した場合のみ。)		1
	保護者が保育士及び保育教諭として市内の保育園等に就労予定、又は現に就労する世帯		5
	保護者が保育士及び保育教諭として市外の保育園等に就労予定、又は現に就労する世帯		3
	保護者が幼稚園教諭として幼稚園に就労内定、又は現に就労する世帯		3
	保護者が市内の放課後児童クラブに就労内定、又は現に就労する世帯		3
	60歳未満の就労していない健康な祖父母がいる世帯		△5
	父母のどちらかが求職中である場合を除き、待機している期間が3か月を経過している(3か月毎に加算)		1
	市長が発達支援が必要と認めた場合		2
保護者	勤務先の破産等による離職又は整理解雇、その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中(ただし、離職日の属する月の翌月から3か月間に限る)		2
	常態として保育所開設時間中の労働が3時間に満たない場合		△2
児童	希望保育所に兄弟姉妹が在園している場合		1
	申込児童のほかに、就学前児童がいる場合(児童1人につき)		1
	障がい児(入所申込児童が、集団保育可能とされた障がい児である場合)		3
	すでに就労等を開始し、月ぎめで認可外託児所等を利用している(受託証明書を提出している)		1
	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童		1
	市外在住者の場合(市内転入予定の場合を除く)		△4
	その他虐待の危険性等(状態により1~5点)		※

1. 保育士宿舎借り上げ支援事業における市外宿舎利用のニーズについて

保育士宿舎借り上げ支援事業における市外宿舎利用に係るニーズ調査結果

(回答:7法人・グループ)

(1) 保育士宿舎借り上げ支援事業における、「借り上げる宿舎の所在地は滝沢市内」という要件について、どのように考えるか。

この要件のままで問題ない	1
市外の宿舎も可としてほしい	3
どちらでもよい	3

市外の宿舎を希望する理由:

- ・盛岡の住居を希望する職員が多い。
- ・施設が盛岡市との市境に所在するため、物件数が圧倒的に多い盛岡市の物件を選ぶことが多い。
- ・せめて市内限定ではなく、距離制限などで市外も可としてもらえれば就活生の幅も広がる。
- ・選択肢が広がる。

その他意見:

- ・今の要件のままで問題はないが、市内の物件が少ないのでアパートの紹介に苦慮している。
- ・市外の宿舎も可とした場合、実家と同じ市町村になった場合の要件をどう定義するかという問題があるのでは。
- ・市内の若者の定着のためにも、滝沢市内で良いと思う。

(2) 市外の宿舎も可とした場合、施設にとってどのような効果が考えられるか。

(※複数回答可、5法人が回答)

保育士の新規採用者が増える	1
保育士の新規採用者を確保しやすくなる	3
採用した保育士が定着しやすくなる	3

(3) 市外の宿舎も可とした場合、事業の利用者は年間でどのくらいの増加を見込むか。

(※5法人が回答) …… 計 7 人

2. 保育士の奨学金返還状況について

◆現在奨学金を返還している保育士の数(R2.10現在)

人数	保育所	認定こども園
62人	36人	26人

◆1園あたり平均 …… 3.9 人

3. 若手保育士の在籍状況について

◆経験年数3年未満の保育士の在籍数(R2.4現在)

人数	保育所	認定こども園
51人	38人	13人

◆1園あたり平均…… 3.2 人